

令和 8 年

第 2 回定例輪之内町議会会議録

令和 8 年 6 月 2 日 開会
令和 8 年 6 月 10 日 閉会

輪之内町議会

第 2 回 定 例 輪 之 内 町 議 会 会 議 録 目 次

6 月 2 日

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
欠員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
開会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
報第 1 号	3
議案上程	5
町長提案説明	5
議第27号（提案説明・質疑・討論・採決）	7
議第28号（提案説明・質疑・委員会付託）	9
議第29号（提案説明・質疑・委員会付託）	1 5
議第30号（提案説明・質疑・討論・採決）	1 6
議第31号（提案説明・質疑・討論・採決）	1 7
議第32号（提案説明・質疑・討論・採決）	1 9
議第33号（提案説明・質疑・討論・採決）	2 4
議第34号（提案説明・質疑・討論・採決）	3 1
議第35号（提案説明・質疑・討論・採決）	3 3
散会	3 5

6 月 9 日

議事日程	3 7
本日の会議に付した事件	3 7
出席議員	3 7
欠席議員	3 7
欠員	3 7
説明のため出席した者	3 7

職務のため出席した事務局職員	3 7
開議	3 8
一般質問	3 8
1 番 田中 実議員	3 8
4 番 浅野重行議員	5 0
3 番 林 日出雄議員	5 3
2 番 大橋慶裕議員	5 6
5 番 浅野 進議員	6 3
9 番 田中政治議員	6 5
散会	7 8

6 月10日

議事日程	7 9
本日の会議に付した事件	7 9
出席議員	7 9
欠席議員	7 9
欠員	7 9
説明のため出席した者	7 9
職務のため出席した事務局職員	8 0
開議	8 1
諸般の報告	8 1
議第28号及び議第29号（委員長報告・質疑・討論・採決）	8 1
閉会	8 4
会議録署名議員	8 5

令和 8 年 6 月 2 日開会 第 2 回定例輪之内町議会

第 1 号会議録 第 1 日目

令和 8 年 6 月 2 日

令和8年6月2日 午前9時 開会（開議）

○議事日程（第1号）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 報第1号 繰越計算書の報告について
(令和7年度輪之内町一般会計)

日程第5 議案上程

日程第6 町長提案説明

日程第7 議第27号 輪之内町農業委員会委員の任命同意について

日程第8 議第28号 令和8年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）

日程第9 議第29号 令和8年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第10 議第30号 輪之内町公共施設等総合管理計画検討委員会設置条例の一部を改正する条例について

日程第11 議第31号 輪之内町印鑑条例の一部を改正する条例について

日程第12 議第32号 輪之内町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

日程第13 議第33号 輪之内町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

日程第14 議第34号 輪之内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

日程第15 議第35号 町の字区域の変更について

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第15までの各事件

○出席議員（8名）

1番	田 中 実	2番	大 橋 慶 裕
3番	林 日出雄	4番	浅 野 重 行
5番	浅 野 進	6番	上 野 賢 二
7番	高 橋 愛 子	9番	田 中 政 治

○欠席議員（なし）

○欠員（１名）

○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	朝 倉 和 仁	副 町 長	荒 川 浩
会計管理者兼 調 整 監 兼 税 務 課 長 兼 会 計 室 長	大 橋 勝 弘	調 整 監 兼 健康こども課長	菱 田 靖 雄
総務危機管理課長	松 岡 博 樹	福祉介護課長	野 田 理 恵
企画財政商工課長	水 谷 和 智	建 設 課 長	長 屋 弘 明
農業振興課長	西 脇 元 彦	教 育 課 長	小 関 達 也
住民環境課長	岩 田 好 弘		

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	松 本 香 代	議会事務局	西 脇 愛 美
--------	---------	-------	---------

(午前 9 時00分 開会)

○上野賢二議長

おはようございます。

ただいまの出席議員数は 8 名です。議員定足数に達しておりますので、令和 8 年第 2 回定例輪之内町議会第 1 日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○上野賢二議長

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、輪之内町議会会議規則第125条の規定により、議長において、3 番 林日出雄議員、9 番 田中政治議員を指名いたします。

○上野賢二議長

日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から 6 月10日までの 9 日間といたしたいと思います。これに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、この定例会の会期は、本日から 6 月10日までの 9 日間と決定いたしました。

○上野賢二議長

日程第 3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の 2 の規定により、監査委員から令和 7 年度及び 8 年度の 4 月分に関する出納検査結果報告がありました。

地方自治法第243条の 3 第 2 項の規定により、町長から輪之内町土地開発公社の令和 8 年度事業計画及び令和 7 年度決算書類の提出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

○上野賢二議長

日程第 4、報第 1 号 繰越計算書の報告について（令和 7 年度輪之内町一般会計）の行政報告を行います。

企画財政商工課 水谷和智課長。

○水谷和智企画財政商工課長

それでは、報第1号について御説明いたします。

別添の資料、繰越計算書の報告についてを御覧ください。

まず表紙につきましては、報第1号 繰越計算書の報告についての議案上程文でございます。

ページを1枚めくっていただきますと計算書が掲載されてございますが、この表は、地方自治法第213条第1項の規定により、繰越明許費として令和7年度から8年度へ予算を繰り越すことをお願いした5事業について取りまとめたものでございます。

これら5事業について、令和8年3月31日までの支出状況を精査し、未執行の歳出予算とその財源がどのようになっているかについて御報告させていただきます。

まず、令和7年度中に支出のあった2事業について御説明いたします。

1つ目、物価高騰緊急支援交付金交付事業。こちらの事業につきましては、1人当たり8,000円を支給する給付金の事業費と事務費でございます。2,080万8,000円を令和8年度に繰越いたしました。財源につきましては、国庫支出金、地方創生臨時交付金として2,047万5,000円を受け入れ、33万3,000円を一般財源とする予定でございます。

3つ目の物価高対応子育て応援手当支給事業は、子育て世帯に子供1人当たり2万円を支給する事業、その事業費と事務費でございます。169万円を令和8年度に繰越いたしました。財源につきましては、国庫支出金、物価高対応子育て応援手当支給事業の事業費、事務費補助金として169万円受け入れる予定でございます。

そのほかの3事業は令和7年度中の支出がなく、全額令和8年度に繰り越したものでございます。

2つ目の戸籍住民基本台帳事業は、住基法等の一部改正に基づき、戸籍の附票の記載事項に振り仮名を追加するためのシステム改修費用でございます。372万9,000円全額令和8年度に繰越いたしました。財源につきましては、国庫支出金、戸籍附票システム改修補助金として全額受け入れる予定でございます。

4つ目の斎苑運営事業は、やすらぎ苑の火葬炉の故障による修繕費用で、848万円全額令和8年度に繰越いたしました。財源につきましては、全て一般財源とする予定でございます。

5つ目の防災対策事業は、避難所環境整備のため、ラップ式簡易トイレを避難所9か所に2台ずつ配備する費用でございます。434万9,000円全額令和8年度に繰越いたしました。財源につきましては、国庫支出金、地域未来交付金として217万4,000円受け入れ、217万5,000円を一般財源とする予定でございます。

以上で報告を終わります。

○議長

これで行政報告を終わります。

○上野賢二議長

日程第5、議案上程。

議案はお手元に配付のとおりです。

○上野賢二議長

日程第6、町長提案説明。

本日の上程議案について、町長から説明を求めます。

朝倉和仁町長。

○朝倉和仁町長

おはようございます。

新緑が鮮やかさを増し、初夏の訪れを感じる季節となりましたが、議員各位におかれましては、ますます御健勝のこととお喜びを申し上げます。

本日、令和8年第2回輪之内町定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御多用の中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

議案の提案説明の前に、最近の状況を幾つかお話をさせていただきます。

まず先日、国勢調査の速報値が公表され、令和7年10月1日現在の輪之内町の人口は8,918人で、10年前と比較しますと1,055人、10.6%の減となっております。おおむね予想していた数字とはいえ、改めて総務省から結果を示されますと厳しい現実を痛感いたします。人口維持さえ極めて難しい状況ですが、これまで以上に子育て支援や空き家対策を含めた移住定住の促進、企業誘致、対外的なPRなど、あらゆる手だてを講じながら町の活力維持に努めてまいりたいと考えております。

次に、最近の物価高騰は一向に収まる気配が見えず、2月に始まったアメリカとイランの戦争の長期化によって、原油価格を筆頭に、今後もしばらく多くのものの値段が上がる状況が懸念されているところでございます。

こうした中、2月から作業を行ってまいりました1人当たり8,000円の物価高騰支援金につきましては、4月末に申請受付を終了し、これまでのところ3,318世帯、全世帯の94.1%ですが、に交付をさせていただきました。今後も国の補正予算などを視野に入れながら、必要に応じて物価高騰対策に努めてまいります。

なお、今回のエネルギー危機に関連し、マスコミ等によりますと、全国的にナフサを原料とする有料ごみ袋が不足する自治体が出ているとの報道がございますが、現在、当町におきましてはそうした状況はなく、在庫は十分にありますので、町民の皆さんには御安心をいただきたいと思います。

次に、防災関係で、今年は昭和51年9月12日の安八水害から50年の節目を迎えます。国土交通省や安八町では関連事業も予定されていると伺いますので、そうした機会など

も捉えながら、本町におきましても、町民の皆様に治水対策や地域防災力の向上に対する意識を高めていただき、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。

それでは、本日提出いたします報告1件、議案9件について、順次提案理由を説明させていただきます。

まず報第1号、先ほど御説明を申し上げましたが、令和7年度輪之内町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、令和7年度において繰越明許費とした物価高騰緊急支援交付金交付事業ほか4事業について、令和8年3月31日までの支出状況を御説明させていただいたところでございます。

続いて、議第27号 輪之内町農業委員会委員の任命同意について、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会に同意を求めるものでございます。

続いて、議第28号 令和8年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ6,773万8,000円の増額を計上しております。

詳細は後ほど担当課長より説明させますので、私のほうからは主な内容3点について御説明をいたします。

1つ目は大吉新田地内で展開しております防災拠点における工事費の見直しによる増額、2つ目はゼロエネルギー住宅普及促進の拡充、3つ目は中学生の学校給食費を月額5,150円から4,000円に減額したことによる財源振替でございます。

なお、財源につきましては、国庫支出金、県支出金や繰越金を充当しております。

議第29号 令和8年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、人事異動に伴う職員手当等の不足額を増額補正するものでございます。

続いて、議第30号 輪之内町公共施設等総合管理計画検討委員会設置条例の一部を改正する条例につきましては、事務分掌の変更に伴う庶務担当課の改正でございます。

続いて、議第31号 輪之内町印鑑条例の一部を改正する条例につきましては、従来の在留カード等と個人番号カードを一体化した特定在留カード及び特定特別永住者証明書が新たに交付されることに伴う改正を行うものでございます。

議第32号 輪之内町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院規則の改正に伴う所要の改正を行うものでございます。

議第33号 輪之内町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人件費や物価高騰を鑑み、粗大ごみの戸別回収による廃棄物収集運搬処分の手数料の改正を行うものでございます。

議第34号 輪之内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴う見直しでございます。

続いて、議第35号 町の字区域の変更ににつきましては、県営土地改良事業、楡俣北部地区のものです。こちらの施行に伴い字区域の変更が必要となり、地方自治法第260

条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案の説明につきましては以上でございます。御審議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○上野賢二議長

日程第7、議第27号 輪之内町農業委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、田中政治議員の退場を求めます。

(9番 田中政治議員退場)

○議長

農業振興課長から議案説明を求めます。

西脇元彦課長。

○西脇元彦農業振興課長

それでは、議第27号 輪之内町農業委員会委員の任命同意について御説明をさせていただきます。

議案書1ページを御覧ください。

議案上程文は記載のとおりでございます。

現在の農業委員会の委員の任期が令和8年7月19日に満了になることから、新たに農業委員会の委員を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定、市町村長は、議会の同意を得て任命すると規定されておりますので、委員候補者14名について、議会の同意を求めるものでございます。

委員候補者14名の住所、氏名、生年月日、任期については記載のとおりでございます。

この14名の中で、農業委員会等に関する法律第8条第6項で、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない中立な立場の者が含まれるようにしなければならないと規定されておりますが、この規定に該当するのは、非農業者であります小林徹氏でございます。

次に、認定農業者等に該当する方になります。こちらも農業委員会等に関する法律第8条第5項で、認定農業者である個人と認定農業者である法人の業務を執行する役員が委員の過半数を占めるようにしなければならないと定められております。認定農業者である個人とは、自ら経営改善に取り組むやる気と能力のある農業者が農業経営改善計画を作成し、その計画を市町村長に認められた方ですが、農業に関して優れた識見をお持ちになられてみえることでございますので、優先順位は高くなります。今回は、片野順三氏が該当いたしました。

認定農業者である法人の業務を執行する役員は、法人格を有した農業組織の役員、理事に該当する方です。今回は8名、田中美知男氏、中島利明氏、小澤実司氏、一柳豊氏、

鈴木輝夫氏、田中政治氏、森島誠也氏、森良広氏が該当いたしました。認定農業者が1名、認定農業者等が8名、計9名で過半要件はクリアしております。

次に、認定農業者に準ずる者に該当する方でございます。任意・法人格を有しない営農組織の役員と新規就農認定者が該当いたします。営農組織の役員は2名、伊藤達也氏、棚橋政行氏が、新規就農認定者1名、花田優美氏、計3名が該当いたしました。

最後に、農業者からは國島まき氏が該当いたしました。

農業委員会等に関する法律第8条第7項で、委員の任命に当たっては、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないと規定されております。女性農業委員ですが、今回は2名となっております。

それでは、選任についての経過を簡潔に御説明いたします。

先ほども御説明申し上げましたが、現在の農業委員会の委員の任期が7月19日をもって満了となることから、農業委員会等に関する法律第9条の規定により、令和8年1月9日から2月5日までの推薦、応募により募集を実施いたしましたところ、17名の委員候補者の推薦及び応募がありました。当町の農業委員会委員定員の14名を超えているため、町長から委嘱を受けた選考委員による委員候補者等選考委員会が令和8年3月27日に開催されました。

委員の選考につきましては、基礎評価と人物評価を評価基準に基づいて採点し、合計点数の高いほうから農業委員の候補者として相対評価をされました。その選考結果を町長に報告し、任命候補者が決定されましたので、本日提出をさせていただきました。

以上、御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長

では、これより質疑を行います。

質疑はございますか。

(「ありません」の声あり)

○議長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第27号についての討論を行います。

討論はございますか。

(「ありません」の声あり)

○議長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第27号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議なしと認めます。

したがいまして、議第27号 輪之内町農業委員会委員の任命同意については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

田中政治議員の入場を求めます。

(9番 田中政治議員入場)

○上野賢二議長

日程第8、議第28号 令和8年度輪之内町一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

企画財政商工課長から議案説明を求めます。

水谷和智課長。

○水谷和智企画財政商工課長

それでは、議第28号の議案説明をいたします。

議案書2ページを御覧ください。

議第28号の議案上程文は記載のとおりでございます。

1ページめくっていただきまして、3ページ、4ページは、補正予算(第1号)を款項の区分で集計しました歳入歳出予算補正でございます。

今回の補正予算6,773万8,000円のうち、主なものは、町長の提案説明でもございましたように、消防費における防災拠点整備工事関連費用、衛生費におけるゼロエネルギー住宅普及促進補助金、中学生の学校給食費負担金の減額に伴う財源補正の3点でございます。

防災拠点整備工事関連費用につきましては、工事の監理を町で実施することによる委託料の皆減と工事費の見直しによる増額分を追加計上するものでございます。

ゼロエネルギー住宅普及促進補助金につきましては、制度を拡充した分を追加計上するものです。

中学生の給食費負担金の減額に伴う財源補正につきましては、中学校給食費負担金を月額5,150円から4,000円に減額することによって生ずる減収分の財源について、地方創生臨時交付金を充てるものでございます。

それでは、詳細につきまして、お手元の事項別明細書により順に説明させていただきます。

まずは歳出、8ページをお願いします。

まず目2. 人事管理費47万1,000円は、主幹に昇格した職員2名分の不足分を追加計上

するものでございます。

次に、目11. 企画費につきましては、電算室内にある現在故障中の空調設備1基の取替え工事を町が行うことにし、工事費200万円を追加計上するとともに、当初で上がっておりましたケーブルテレビ運営会社に対する補助金118万8,000円を皆減するものでございます。

目16. 公共交通対策費につきましては、先ほど説明させていただきました中学校の給食費負担金減額分の地方創生臨時交付金の一部を公共交通対策費から振り替えたことによる財源補正でございます。

次に、9ページをお願いします。

目6. 国民健康保険費68万円は、国保会計への職員給与等繰入金を増額したことに伴い、繰出金を追加計上するものです。

次に、10ページをお願いします。

目1. 高齢者福祉総務費につきましては、生活支援体制整備事業において、社協から職員出向を受け入れたことに伴い、当初、委託料で計上しておりましたが、負担金に予算科目を変更するものでございます。

続きまして、11ページをお願いします。

目3. 環境衛生費の40万円は、ゼロエネルギー住宅普及促進補助金の制度拡充分、申請2件分を追加計上するものでございます。

次に、12ページをお願いします。

目2. 美化推進費の28万6,000円は、70歳以上高齢者世帯及び障がい者世帯を対象に粗大ごみの戸別回収を実施するための委託料を計上するものでございます。

13ページをお願いします。

目8. 農地整備費の2,220万円は、農業経営高度化支援事業補助金において、内示額との差額を追加計上するものです。

次に、14ページをお願いします。

目3. 防災費につきましては、防災拠点整備工事の監理を町で実施することにより委託料550万円を皆減し、工事費の見直しにより工事請負費3,850万円を追加計上するものです。

次に、15ページをお願いします。

目2. 事務局費784万9,000円につきましては、令和7年度に更新した小・中学校校務パソコン等借り上げ料を追加で計上するものでございます。

16ページをお願いします。

目1. 小学校管理費の85万円は、大藪小学校の高圧開閉器取替え工事費を追加計上するものです。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入、戻って3ページをお願いします。

目2. 教育費負担金344万2,000円の減額は、中学校の学校給食費負担金の減額によるものです。減収分の財源は、先ほど説明させていただきましたとおり、地方創生臨時交付金を充てるものでございます。

次に、4ページをお願いします。

目5. 消防費国庫補助金の3,556万5,000円は、社会資本整備総合交付金の内示額との差額を追加計上するものです。防災対策事業に充当するものでございます。

次に、5ページをお願いします。

目4. 農林水産業費県補助金の2,220万円は、先ほど歳出でも御説明させていただきましたが、農業経営高度化支援事業補助金の内示額との差額を追加計上するものでございまして、榆俣北部地区経営体育成基盤整備事業に充当するものでございます。

次に、6ページをお願いします。

目1. 繰越金1,241万5,000円は、歳入歳出予算額の不足額を調整すべく、繰越金を計上するものでございます。

次に、7ページをお願いします。

目5. 雑入の100万円は、電算室空調設備工事費のうち、ケーブルテレビ運営事業者負担分を追加計上するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長

では、これより質疑を行います。

質疑はございますか。

(挙手する者あり)

○議長

1番 田中実議員。

○1番 田中 実議員

この議案は委員会付託されると思いますが、事前に質問して、回答によっては資料の提出を求めたい予算がありますので、2点ほどお聞きしたいと、問いただしたいと思います。

防災拠点の工事費が2億900万円から、たった3か月で2億3,940万円になりました。工事が発注されて、現場に入って予期せぬ事態が起きたという変更なら分かりますが、工事の入札前に慌てて増額変更する。おかしいでしょう。それも4,000万円。程度問題やないですか。最終決定は町だと思います。それで補正予算を計上されたと思いますが、補正予算に係る経緯の中で、町側が何か指示をして変更設計したのか、設計側が何か誤りがあって申出して設計変更したのかどちらかと。また、変更の決断の時期によってもあまり責任がない場合もありますので、変更の時期がいつであったかということを詳し

く説明をしていただきたい。それによって、資料の提出をしていただくか、していただかないかという判断にしたいと思いますので、まず1点目はそれです。

2点目は、住民環境課長にお聞きします。粗大ごみの回収です。

この頃、役場の仕事が、町民に公表している条例を変えずに勝手に自分たちの都合のよいように運用して、あたかも住民に条例が変わったのごとく振る舞っている。私は少しこれを憂慮しておるんですよ。こういう仕事のやり方をやったら役場の信用がなくなると。例えば敬老お祝い金、99歳3万円を規則改正せずにカットしたでしょう。今回の粗大ごみ回収も、いつの間にか戸別回収を中止していたんですよ。

私、出がけでちょっと条例見てきました。そうしたら、戸別回収、今もちゃんとある。ということは、条例でやることになっていたのをやらなかったと。住民が知らない、条例を知らない住民に対して、口頭や文書で都合により中止とって、うまく言っていって仕事をやらなかったことでしょう。本来、粗大ごみの回収を中止するなら、条例の附則で、粗大ごみ回収の戸別回収は何年から当分の間、中止しますと。そして、議会の判断を仰いで、それから中止して住民に知らすべきだったと思います。

私は過去は言いませんが、今回の粗大ごみは、条例では拠点回収と戸別回収しかないんですよ。いいですか、もう一回言いますよ。条例では拠点回収と戸別回収しかないんですよ。年齢制限はないんですよ、条例には。そして、今回上がっていないでしょう。ということは、戸別回収は、年齢関係なしに町民全てが粗大ごみの回収、してもらわなにかんでしょう。今何かちらっと聞いたら70歳以上とか65歳以上はやりますと。そうじゃないでしょう。条例どおり仕事をやってくださいよ。条例違反をやっておったら、町民が条例違反したときに町は何も言えなくなるでしょう。ですから、今回のことについては、粗大回収は町民全てが利用できるということによろしいか。以上です。

○議長

松岡博樹総務危機管理課長。

○松岡博樹総務危機管理課長

防災拠点整備工事における補正予算についての御質問をいただきました。

今回の補正につきまして、町側の指示なのか設計側の責任なのかという点につきましては、まずもって設計側の不備、責任は一切ございません。町側の判断でございます。

予算編成時には、全体計画を踏まえまして、建築基準での発注を予定しておりました。しかしながら、多年度にわたって単年度ごと工事を分割していた関係で、最終年度、舗装工事が大半を占める工事が残った形になります。近年の建設資材や労務費の高騰を鑑みたと、建設工事ではなく土木工事で発注するのが適切であろうという判断をいたしまして、5月、発注の積算準備をしたところ、土木で積算したところ、記載の工事費が不足するという結果となりましたので、今回補正をお願いするところでございます。以上です。

○議長

岩田好弘住民環境課長。

○岩田好弘住民環境課長

先ほどの田中議員さんの御質問に対してお答えさせていただきます。

戸別回収につきましては、令和3年度まで実施しておりました。平成27年度頃から6年間程度、令和3年まで実施しておりまして、休止の理由としましては、スタッフの減少等でございます。

今回、戸別回収を開始するに当たりましては、先ほど議員さんがおっしゃられたとおり、補正では70歳以上のみの世帯、または障がい者のみの世帯というふうに生活弱者に絞った回収をさせていただこうと考えております。以上です。

(挙手する者あり)

○議長

1 番 田中実議員。

○田中 実議員

総務危機管理課長の説明はよく分かりました。

1点だけ聞こうと思うのは、建築でやったら都合悪いか。建築でできたら建築でやったほうが安くできたと思うんやけどということをちょっと、何であかんのかということを知りたいのと、それから住民環境課長の先ほどの答弁、論点をずらしています。私はそんなこと聞いていません。条例どおり仕事ができますかと聞いただけですので、条例どおり仕事ができるかできないかという答弁をお願いしたいと思います。

○議長

松岡博樹総務危機管理課長。

○総務危機管理課長

建築のままで発注できないかということでございますが、先ほど申し上げましたとおり、今回、残工事が舗装工事がほぼほぼでございます。あと、側溝とフェンスの工事で、社会一般的に考えますと、土木工事が妥当であろうということでございます。

建築工事に比べて土木工事のほうは経費率が高めに設定されておるところでございますが、じゃあ安ければ建築で設計すればいいのかといいますと、そういうものでもございませんので、今回、土木工事で発注させていただきたいと思います。以上です。

○議長

岩田好弘住民環境課長。

○住民環境課長

条例どおりかとおっしゃいますと、条例にもたれて戸別回収を実施したいと思っております。以上です。

(挙手する者あり)

○議長

1 番 田中実議員。

○田中 実議員

くどういんですけど、住民課長にお聞きしますが、条例にもたれて町民全員の粗大ごみを回収されるでよろしいか。

○議長

岩田好弘住民環境課長。

○住民環境課長

今回につきましては、70歳以上を回収の対象としたいと思っております。以上です。

○議長

ほかに質疑ございますか。

(挙手する者あり)

○議長

5 番 浅野進議員。

○5 番 浅野 進議員

1 点だけお尋ねします。

学校給食の関係ですが、3 ページの中で学校給食の負担金344万2,000円計上されていますが、これはなぜ減額するんでしょうか、その理由は何でしょうか、お尋ねします。

○議長

小関達也教育課長。

○小関達也教育課長

先ほど説明がありましたとおり、保護者負担金分を5,150円から4,000円に減額いたします。ですので、町の歳入としてはその差額分減るということでございますので、歳入減ということでございます。以上です。

○議長

ほかにございますか。

(挙手する者なし)

○議長

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第28号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議なしと認めます。

したがいまして、議第28号 令和8年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）については、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○上野賢二議長

日程第9、議第29号 令和8年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

住民環境課長から議案説明を求めます。

岩田好弘課長。

○岩田好弘住民環境課長

それでは、議第29号について御説明申し上げます。

議案上程文につきましては、議案書5ページに記載のとおりでございます。6ページ、7ページ目につきましては、歳入歳出をそれぞれ款項別に示したものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書にて御説明申し上げます。

事項別明細書の歳出、4ページを御覧ください。

款1. 項1. 目1. 一般管理費の補正額68万円につきましては、担当職員の人事異動に伴い、給料及び職員手当等の不足額を増額補正するものでございます。

なお、国保担当職員は2名でございます。

内訳としましては、職員手当等の期末勤勉手当18万5,000円、退職手当6万4,000円でございます。

続きまして、歳入の部、3ページを御覧ください。

款5. 項1. 目1. 一般会計繰入金の68万円につきましては、先ほど歳出で説明させていただきました職員の職員手当等の一般管理費は、一般会計からの繰入れ対象となりますので、同額を補正するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を行います。

質疑はございますか。

（「ありません」の声あり）

○議長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第29号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長

異議なしと認めます。

したがって、議第29号 令和8年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、文教厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○上野賢二議長

日程第10、議第30号 輪之内町公共施設等総合管理計画検討委員会設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

総務危機管理課長から議案説明を求めます。

松岡博樹課長。

○松岡博樹総務危機管理課長

それでは、議第30号について御説明いたします。

議案書の8ページをお願いいたします。

議第30号 輪之内町公共施設等総合管理計画検討委員会設置条例の一部を改正する条例の議案上程文は、記載のとおりでございます。

本条例改正につきましては、昨年度末、課設置条例の改正に伴いまして、関係する条例規定を実態に合わせて整理するものでございます。

それでは、新旧対照表の1ページをお願いいたします。

第7条の庶務につきまして、「企画財政商工課」から「総務危機管理課」に改めるものでございます。

議案書の9ページにお戻りください。

こちらが先ほど説明いたしました内容の改め文でございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を行います。

質疑はございますか。

（「ありません」の声あり）

○議長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第30号についての討論を行います。

討論はございますか。

（「ありません」の声あり）

○議長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第30号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議なしと認めます。

したがいまして、議第30号 輪之内町公共施設等総合管理計画検討委員会設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○上野賢二議長

日程第11、議第31号 輪之内町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

住民環境課長から議案説明を求めます。

岩田好弘課長。

○岩田好弘住民環境課長

それでは、議第31号 輪之内町印鑑条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

議案書の10ページを御覧ください。

議案上程文及び改め文につきましては、10ページ及び11ページに記載のとおりでございます。

今回の改正につきましては、2つの法律等の改正に伴う改正でございます。

まず1点目は、システム標準化に関する改正で、市町村の印鑑登録証明の事務の処理に関する情報システムにつきましては、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律で定められておりまして、今回、印鑑登録証明書の事務処理要領の改正がありましたので、それに対応するため、所要の改正を行うものでございます。

2点目は、出入国管理及び難民認定法（入管法）及び番号利用法が改正され、日本に在留する外国人の行政手続の利便性向上と行政運営の効率化を図るため、在留カード等とマイナンバーカードを一体化した特定在留カード、特定特別在留者証明書の交付が可能となったため、条例の一部を改正するものでございます。

改正内容は、新旧対照表にて御説明させていただきます。

新旧対照表の2ページを御覧ください。

システム標準化に関する改正につきましては、第5条第3項で、中国や台湾等の漢字圏のうち、アルファベットを使用する者は、非漢字圏の外国人と同様に印鑑を片仮名表

記で登録することができるようになります。

次に、第6条第2項で、管理方法につきまして、印鑑登録原票がシステムに登録されたデータとなり、定義が変更となったため、新たに可視台帳を定義し、システムが災害や通信障害等で運用できなくなった場合に目視で確認するための台帳を準備するものでございます。

4ページを御覧ください。

第11条についても、定義の変更に伴う語句の変更でございます。

次に、3ページへお戻りください。

次に、特定在留カード等の交付についての改正でございますが、第10条第3項及び第10条の2につきましては、個人番号カードの次に特定在留カード、特定特別永住者証明書に関する事項を追加するものでございます。これにより、特定在留カード等で印鑑登録証明書が取得できることとなります。

議案書の11ページへお戻りください。

附則にて、この条例は令和8年6月14日から施行する。ただし、地方公共団体標準化に関する第5条第3項、第6条第2項及び第11条第1項の改正規定は、地方公共団体標準化を施行する日から施行する。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議賜りますようお願いいたします。

○議長

では、これより質疑を行います。

質疑はございますか。

(「ありません」の声あり)

○議長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第31号についての討論を行います。

討論はございますか。

(「ありません」の声あり)

○議長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第31号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議なしと認めます。

したがいまして、議第31号 輪之内町印鑑条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○上野賢二議長

日程第12、議第32号 輪之内町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

総務危機管理課長から議案説明を求めます。

松岡博樹課長。

○松岡博樹総務危機管理課長

それでは、議案第32号について御説明させていただきます。

議案書12ページをお願いいたします。

議第32号 輪之内町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の議案上程文は、記載のとおりでございます。

本条例改正につきましては、令和6年の能登半島地震の発生に伴う職員派遣を機に、災害対応業務に従事する職員に対する手当の整備が行われたところでございます。今回、国家公務員の災害応急作業手当の改定に伴い、所要の改定を行うものでございます。

それでは、新旧対照表5ページをお願いいたします。

第3条第2項の災害応急作業手当の現行1日につき「1,080円」を「1,440円」に改めるものでございます。

議案集13ページにお戻りください。

こちらは、先ほど説明いたしました内容の改め文でございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を行います。

質疑はございますか。

(挙手する者あり)

○議長

1番 田中実議員。

○1番 田中 実議員

この条例改正で、私は重要なことが抜けていると思うんですが、過去の議会答弁を確認し、内容を把握して上程されたかどうか、総務危機管理課長にお聞きします。

○議長

松岡博樹総務危機管理課長。

○総務危機管理課長

今回の改正につきまして、過去、私もですけども、昔は犬猫の死体等を職員が、ああ、そういえば手当をもらって回収していたなという思いがございまして、現在はこの災害応急手当しかないということでございます。

この経緯につきましては、平成28年に全国的な行財政改革が行われた中で、地方自治体職員の給与等は国家公務員に準拠するという事で、実績が少ない、特殊ではなく本来の職務に含まれるという判断から、特殊勤務手当というものが廃止された経緯があるということは認識しております。以上です。

(挙手する者あり)

○議長

1番 田中実議員。

○田中 実議員

総務危機管理課長の認識、ちょっと古いですね。町村合併するときに、経費を削減するために、いろんな手当が役場でもありました。特殊勤務手当は無駄だと、ばさばさと切ってやった。これは私も身にしみて分かっておるんですが、今回のことは、先ほど総務危機管理課長が言われたように、能登半島地震が令和6年1月1日に起きたんですよ。これを受けて、国は全国の自治体に災害復旧要請をしたんですよ。全国の自治体、職員が足らなくて出せれんとか、財政上えらいでとって要請を断った自治体があったんですよ。それで国は、これはあかんと、要請するでこういうことになるんやと令和6年3月1日に地方自治法を改正して、国は指示、命令に変えたんですよ。だから、役場もつくらざるを得んようになったんです。命令ですからね、輪之内町に命令が来たら行かなんでしょう、職員。だからこの特別勤務手当をつくったというふうに私は認識をしておる。

それで、最初に謎かけみたいな質問をしましたが、国はそのときに想定しておったのは、災害と感染症、この2つを想定しておったわけですよ。輪之内町は、そのときに災害手当しかつくらなかった。だから、私は感染症の手当もつくらなあかんやないかと。その当時見えた方はみんな、覚えてみえる方は覚えてみえると思いますが、その時点で、安八町は1日2,000円、神戸町は1日2,500円、海津市は1日3,000円、ちゃんとつくっているんですよ。

災害復旧の命令が出たとき、西南濃の職員がみんな集まったら、みんな1,080円一緒でしょう。これはいいですね。命に関わる伝染病の要請が来たときに、よそは2,000円、3,000円、1日出ておるんです。輪之内町はなしですよ。

と力を入れて言いましたが、皆さん黙ってみえた。それはそうでしょうね。ここのメンバーは伝染病の現場に行く可能性が少ないからですよ。一般職員や担当者は、今日の

この話でも聞いたら、きっと怒るか顔をしかめると思いますよ。課長さんは行かへんでええけど、私んたは行かんなんのに、何やと。輪之内町の職員の命はそんなに軽いんですかね。中には3,000円払うから災害派遣、伝染病に行きたくないという職員だって出てくるかも分かりません。と思います。

当時の町の答弁、町はどういう答弁をされたか。感染症については、輪之内町は手当がないと、これは認識されたわけですよ。いつ起こるか分からないので、各町の条例を参考に随時改正していきますのでお認めくださいと、これは議事録に残っていますよ。その場限りの答弁で、議会が終わったらもうあとは知らんでは駄目だと思いますが、そこでお聞きしますが、感染症手当は今後つくられる予定ですか。

○議長

朝倉和仁町長。

○朝倉和仁町長

議員の御指摘ありがとうございます。

私も当時の答弁、ちょっと覚えておりませんが、そういう答弁をした上でまだ未整備ということであれば、早速整備させていただきたいと思います。

(挙手する者あり)

○議長

1 番 田中実議員。

○田中 実議員

普通は町のほうが手当をつくって、議員がええかと。今回は逆に、議員がつくってやれと、町のほうは、うっということだと思います。やっぱり職員さんの士気に関わりますので、よそが出ておる手当ぐらい、今後よく調査されて、お願いしたいと思います。以上です。

○議長

ほかに質疑がございますか。

(挙手する者あり)

○議長

9 番 田中政治議員。

○9 番 田中政治議員

災害応急作業手当の額が1日につき1,440円になる、しようということですが、この応急作業というのは何を意味するんかということがまず分からなかったことと、先ほど来から職員の方の危険に関する手当について盛んに、元職員の方でしたので、よく職員の気持ちが分かるということと言ってみえると思うんですが、職員の方のみならず、これは職員の方ならお金をもらって行って、お金で何かあったときは解決できる。そうじゃないでしょう。一般もたくさん行ってみえますよ。そういう方が何かあったときは知

らんぷり、そういうことでいいんですか。そこまで職員のことを言うのなら、職員でできない、足りない部分をボランティアで応援していただいているという現状の中で、輪之内から行っていただいた人には、何らかの保険なり、そういう手当をかけておみえになると思うんですが、それがなければ、職員だけをどうたらこうたらと力を入れて言われるのは、私はどこかで職員だけの身びいきみたいなふうに聞こえてなりません。

現に、私の知っておる人、これは安八の方ですが、能登から九州のほうから、今でも物すごいお米を持っていってみえますよ。ほとんど365日のうち200日ぐらいは行っておみえになると思うんですよ。田んぼも3町ぐらいやっておみえになるので、その米を持っていかんなので、早く精米、もみすりをやってくれとかといって、去年でもかなり俵数を持っていってみえますし、ならお宅はそんなに裕福かと思えば、そうではありません。ですが、一生懸命そうやってやっておみえになる方もお見えになるのに、仕事で行く、命令だから仕事で行く、それは命令だから仕方がない。でしょう。それに対しては、きちっと全てに考えられる手当とか方策を立てるということは結構ですよ、誰も反対しませんよ。

ですが、ほんなら、それをボランティアで、こんだけボランティアお願いしますとやっておる世の中の中に、ボランティアは行きっ放し、けがしっ放し、何があっても自己責任、ちょっとこれは、職員のことのみならず、ちょっとおかしいと僕は思うんです。少なくとも輪之内の町民の方でそうやってボランティアを一生懸命、災害があったところへ行ってみえた方については、何らかの、お金じゃなくても、保険料とか何か、何かあったときのために少しでも、ありがとうございましたねというようなものが私はあって当たり前やと思う。職員だけに力を入れてというのは、僕はあまり気持ちがよくありません。ちょっとお尋ねしたい。

○議長

松岡博樹総務危機管理課長。

○総務危機管理課長

まず、この手当の該当する応急作業とはどういったものかということでございます。

具体的には、実際に作業現場で復旧作業ですとか、災害警備、避難救助、通信施設の設置・運用、河川等の巡回・監視、災害対策本部との連絡調整という具体的な作業が明記されております。

続いて、一般のボランティアの方への手当といたしますか、職員だけこういった手当を支給してどうなのかという御質問でございますが、やはりこの今回の改正につきましては、国にもたれた公務員の手当の改正で、条例に基づいて我々職員は支給をしていただけるものでございます。

やはり一般の方におきましては、先ほど議員が申されたとおりボランティアということで行っただく部分が大きく、中には実費で交通費とか食料等は負担する自治体も

あると聞いたことがございますので、その辺の国やほかの市町の動向等を検証、検討、勉強させていただきたいなと思います。

(挙手する者あり)

○議長

9 番 田中政治議員。

○田中政治議員

急にこんなことを言うても答弁に困られるということは重々承知しております。ですが、せっかくこういう条例改正が行われるということであれば、こういうお話も出ても不思議ではないかなと。

この中で、私もですが、ボランティアで災害復旧に行かれた方ってお見えになりますかね。自分で寝袋を持って、自分で食料を持って、相手の方に対して少しでも食料をお渡ししようと、お分けしようと、ただで、無償で。そういう崇高な精神を持たれた方がお見えですか。私も含めて、おりませんよ、多分。輪之内町の職員の方、全てで100人ぐらいはお見えになると思うんですが、もっとお見えになると思うんですが、その方を全部調査しても、公僕だという一面もある中でも、なら休みにちょっと行って何か手伝うことはあったかなというふうに行かれた方はあるかもしれませんが、僕は少ないのではないかなと。

そういう本来求めなあかんことを、国が決めたからとにかくもたれてやりましょうとって、これは一つの問題提起の中に当然私はあってしかるべきと。これだけ世間からボランティアをもてはやされて、何かあったらすぐボランティア、ボランティア、ボランティア、募集、募集、募集、それに対する受入れのやり方とかいって、そういう訓練はしていますよね。受入れの訓練はしていますが、そういう行こう、少しでも役に立って行こう、そういう考えには全くないでしょう。それって本来あるべき姿ですかね。受ける限りには行くと、行こうやという、輪之内町を挙げて応援に行きましょうということがあったならば、そういうことについては、多少なりとも災害保険とかそういうものの整備をしていかんと、そういうときに間に合いませんよ。

また、もう一つ、この災害応急手当が、今いろんなメニューをおっしゃられましたが、それが出るのは、災害本部とかそういった本部が立ち上がってから始まって、そこから始まるのか、どの段階で、国が何か言って、そういう指示があるのかないのか分かりませんが、町としてはこういう、輪之内が例えば今度、台風が近づいておりますが、ちょっと河川が危ないやないとか、ちょっと水が出ておるなとかいって、ちょっとパトロールに行っていやとか、そういった指示が町長からなされたときからこういう手当がそういう職員に支給されるのか、どの段階でこういう手当を支給されるのかを、ついでじゃない、そっちもお尋ねしたいと思います。

○議長

松岡博樹総務危機管理課長。

○総務危機管理課長

災害応急手当につきましては、先ほど例で例えてお話ししました能登半島、他市町、他県への派遣及び当町内での災害発生時においても支給される手当でございます。当然、災害対策本部が立ち上がって、そういった巡視作業等の指示が出た段階で支給が決定するものでございます。以上です。

○議長

ほかに質疑はございますか。

（「ありません」の声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

これから議第32号についての討論を行います。

討論はございますか。

（「ありません」の声あり）

○議長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第32号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長

異議なしと認めます。

したがいまして、議第32号 輪之内町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○上野賢二議長

日程第13、議第33号 輪之内町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

住民環境課長から議案説明を求めます。

岩田好弘課長。

○岩田好弘住民環境課長

それでは、議第33号 輪之内町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

議案書の14ページを御覧ください。

議案上程文及び改め文につきましては、14ページ、15ページに記載のとおりでございます。

今回の改正につきましては、現在、先ほど話もありましたが、粗大ごみの戸別回収は休止しておりますが、今年度9月の粗大ごみの回収から、70歳以上高齢者のみ世帯及び障がい者のみの世帯を対象に戸別回収を再開したいと思っております。そこで、近年の person 費や物価高騰を鑑み、戸別回収による廃棄物収集運搬処分の手数料を変更するため、条例の一部を改正するものでございます。

改正内容は、新旧対照表にて御説明させていただきます。

新旧対照表の6ページをお願いします。

別表1の粗大ごみの戸別回収による廃棄物収集運搬処分の手数料のシール1枚「200円」を「300円」に改正します。

議案書の15ページにお戻りください。

附則にて、この条例は公布の日から施行する。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いします。

○議長

では、これより質疑を行います。

質疑はございますか。

(挙手する者あり)

○議長

1番 田中実議員。

○1番 田中 実議員

今回、300円にするということで、今、説明の中で9月の粗大ごみ回収から行うと言われたけど、それでよろしいですかね。

○議長

岩田好弘住民環境課長。

○住民環境課長

粗大ごみの回数は年4回でございますので、6月はちょっと間に合わないの、9月から早速行いたいと思っております。以上です。

○議長

ほかに質疑はございますか。

(挙手する者あり)

○議長

1番 田中実議員。

○田中 実議員

100円の、これって根拠って何かあるんですかね。

ちょっと説明を聞いておったら、自宅へ回収しに行つてあげるので100円は出してもらわな困るみたいな雰囲気でしたけど、200円が300円といったら大したことないという感覚で来ておると思うんですけど、10件、20件出したらそれなりの金額乗すんですよ。町民の方で10件以上出されているような実績があれば教えていただきたいと思います。

○議長

岩田好弘住民環境課長。

○住民環境課長

議員さんの御質問に対してお答えさせていただきます。

まず100円の根拠につきましては、明確な根拠はございませんが、先ほど説明させていただきました人件費の高騰、物価の高騰等を鑑みて100円お願いをしたいと考えております。

また、一応今回の想定、またお話しさせていただきますが、粗大ごみにつきましては、1件当たり5点までをお願いをしようと思っております。

先ほど言われたように、過去であります、引っ越しや家の建て替え等でたくさん出された方、何十点出された方は見えますが、通常でいくと1人1回につき数点になっておりますので、そちらを鑑みて5点というふうに設定をさせていただきました。御理解のほうよろしく申し上げます。

(挙手する者あり)

○議長

1番 田中実議員。

○田中 実議員

役場とか法令主義なんで、70歳以上しか駄目とか、ごみを5点以上は受け付けないとかということを窓口で追及されたときに答えられますか。条例改正や何か、法令で基いたものがあればいいですけど、単なる自分が法律やと思って、窓口でうちのところは5件しか駄目ですからと言ったところで、住民は納得できる説明にはならないと思いますが、何か文書的なものをつくられて、それに法的な位置づけをつける予定があるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長

岩田好弘住民環境課長。

○住民環境課長

法的な根拠を持たせる予定はございませんが、内容については広報等で重々皆さんに御周知していただいて、御理解いただきたいと思っております。以上です。

○議長

ほかに質疑ございますか。

(挙手する者あり)

○議長

9番 田中政治議員。

○9番 田中政治議員

度々すみません。

例えばこの粗大ごみは、これはサイズと目方というのが規定されておるのかどうか分かりませんが、私は出したことがないので、壊してしまっただけ出すということにしておりますが、例えば目方とサイズがあつて、その上で、70とか今、年齢制限もかなり言っておみえになるんですが、そうなりますと、表まで出せないけどどうしようやと、表まで出してくれなったら持っていかなきゃいけないよと言うのか、年寄り1人で住んでおった独居世帯の高齢の方でしたら、とても何も持てませんわな。だから、戸別回収をしようやと、やりましょう、再開しようやということだと思ふんですが、それでしたら、たまたま平家のうちがいいんですが、2階におつて、ちょっと2階のこのたんすが邪魔になつてしまつて、わしはベッド入らへんで、何とかこれを始末したいんだけど、できませんけんけなというときもお手伝いするんですか。これはどこら辺までをどういうふうにお考えなのか。あくまでも庭先まで出せと、自分で、というのが前提なのかということをお尋ねしたいと思います。

目方、サイズ、大きさも一緒です。

○議長

岩田好弘住民環境課長。

○住民環境課長

議員さんの質問として、まず順番にお答えさせていただきます。

収集できるものとしましては家具とかになつてきまして、大きき的には160から180ぐらいまでの大きさ、基本的には2人で運びますので、そこら辺りをお願いをしたいと思つております。

あと、回収できないものとしましては、硬過ぎるもの。極端な話、ボウリングの球とか金庫とかはちょっと回収できませんので、そちらは御自身で西南濃粗大のほうに持つていっていただく必要がございます。

あと、回収方法につきましては、戸別回収につきましては、自宅の玄関前まで出してもらふ必要がございます。こちらはうちが許可している一般廃棄物処理業者も同様でございます。家の中には入れないので、玄関先まで出してもらふという形を取らせていただきますので、御理解をよろしくお願いいたします。

(挙手する者あり)

○議長

9番 田中政治議員。

○田中政治議員

格好のええことばかり言っておってはあかんで、年齢制限をかけて、なおかつ独居であったら、玄関まで出せるような人が、そんな丈夫い人ばっかならええですよ。それが女性やったら、ばあちゃんにそんなことやれと言うたって出せませんよ。そういうときは、特別に何かの方法をもって何が出されますかと聞いて、それは特別料金で、ちょっとお手伝いするスタッフの方も同行されて、一緒になってそれをしていただくというのがサービスであって、表まで出てこな持って行ってやれへんぞというのは、初めからそんなもん不誠実な話ですわ。そこまでやられるなら、年齢制限がされなんたらええですよ、まだ。ということは何や言うたら、一緒に住んでおったらあかんということよ。70以上ということは、一緒に住んでおったらあかんということなんやわ。一緒に同居しておったら、僕のところだとばあさんはおんのやけど、ばあさんの名前でやったら無条件で取ってもらえる、僕らは手伝わんでもええというふうになるのか。そこら辺の70という一定の数字をどう、家族がいないのか、おってもおらんでも関係ないのかということと、それやったら、1人やったら当然運べませんし、年がいったら運べませんし、体がもうそこまでいったら弱っておりますので運べません。前提で、粗大ごみ回収をさらにやってあげるよ、きれいにして、おうちの中のごみも、やっぱり快適に住んでいただくように、輪之内町では老人世帯にも親切といいますか、丁寧な対応ができていますよというふうにやられるのか、あくまでも役場方式で、表まで出て来いとか、ああでもない、こうでもない条件つけからかしておいて、やっておるというアリバイはちょっと僕はあまりそう好きやないんですが、どうでしょうか。

○議長

朝倉和仁町長。

○朝倉和仁町長

今回のこの粗大ごみにつきましては、いろいろと私も担当のほうと、今のごみの在り方が、粗大も含めて、いろいろやっぱり問題があるなあと。とにかく問題が、ごみの集め方も非常に問題があるなあと。

まず、今、令和3年度からストップしていたと、これは多分コロナもあったでしょうし、コロナでそんな個人のうちへ行くなというような話が多分きっかけじゃないかなと思うんですけれども、それと併せて、先ほど課長のほうからお話がありました、やっぱり集める人がいないんですね。なもんで、実質エコドームで持込み。

ちょっと話はそれますけれども、この粗大について一番最初に私が問題意識を持ったのは、とにかく、私もいつも、エコドーム大好きですんで、しょっちゅうしょっちゅう行っておるんですけれども、こんな大きな、一回ですね、どえらい社長室にあるようなソファが置いてあったと。その隣に大きな書棚があって、こんな、これが全て100円で処理できると。これは民間の業者に出せば、恐らく1つ3,000円とか4,000円出さんと引越しのときに持っていつてくれないと。私も子供が何遍も引越ししていますんで、

子供が要らんもんであれやとって、そんなもん輪之内へ持ってこれば、輪之内の粗大は1個100円で済むで、輪之内へ持ってこればええがと言うんですけど、なかなかそれは持ち運びも大変なんで、結局地元の業者に頼むと。地元の業者だと、もうソファ1個が3,000円とか、パイプのベッドが5,000円とか、そういう状況でしたので、そもそも粗大について、ちょっといろいろ考えてくれというのがこのスタートです。

いろいろと論点はあるんですけども、例えば先ほどの200円を300円、確かに積み上げた根拠はないですけども、この200円というのがそもそものスタート、平成16年か18年のスタート時が200円でしたので、少なくとももう20年、25年たって、こんだけ物が高なっている、物価高騰が高なっておる、人件費が高なっておるという中で、100円ぐらいは上げさせていただいてもええんじゃないかなということで、初めは500円でもいい、500円という検討もしたんですけど、さすがに500円はやり過ぎだろうということで100円上げさせていただくと。

今、政治議員から、本当に出せへん人がいっぱい見え……、まずその前に、年齢制限云々というのは、ちょっと条例にどういうふうに書いてあるか分かりませんが、条例で全ての人をやるというふうな書き方にもなっていないんじゃないかなということ、恐らく規則やとか要綱に委任しているんじゃないかと思いますが、私はやっぱり健康な人には持込みをしていただいて、やっぱりある程度、先ほど説明しましたとおり、高齢の人、それから障がいの人に対しての限定は、これはやむを得ないのかなというふうに思っております。

その際に、課長はああいうことを言いましたけれども、政治議員が言われるとおりです。恐らくそんな高齢の人が2階の大きなものを、この際やで持っていつてもらいたいけど、そここのところは、作業をお願いし、今、シルバー人材センターのほうにお願いをさせていただけないかなというようなことで、作業はあれなんですけど、その中でシルバーさんが、それは無理をしたらあんた、おばあちゃん無理やで手伝ってやろうかというその辺のやり取りは、当然その場であり得る話だと思いますので、そここのところは、絶対に玄関先まで出してこなあかんとか、そういうようなことは、実際に委託する契約の中で、ある程度その場その場の状況に応じてやってくれという、そういうお願いになるんじゃないかなあというふうには思っております。

それから、この粗大の収集とは別に、空き家対策なんかも踏まえまして、あるかどうかちょっと実態は分かりませんが、ごみ屋敷みたいなのところですね。そういったところに対するごみの回収事業とか、そういったことも必要に応じて考えていかなあかんのかなあというようなことで思っております。

いずれにしても、役場の職員が自らというわけにはいきませんので、どなたかにお願いする、それがシルバー人材センターというようなことで今考えていますので、センターの職員さんももうほとんど、ほとんどというか、基本高齢ですので、高齢の人が高齢

の人のを集めに行くということで、できるだけそれぞれに負担のかからないような形で何とかまいこと運用ができないかなあと。

何といいましても、4年ぶり、5年ぶりに再開するものですので、しばらくはまた実際に利用された方に意見をいただきながら、何とかこの先もずっとこの回収業務を定着していきたいなとは思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(挙手する者あり)

○議長

9番 田中政治議員。

○田中政治議員

町長から本当に町民本位の温かい進め方について御説明をいただきました。誠にありがたいお言葉だと、私は額面どおりお聞きしましたので、町長にはぜひ期待を持って、町民が本当に困っている部分について、小さなことかもしれません。そういうことがやはり町民サービスの第一歩であるし、それが住みよい町の第一歩であるということを私も思っておりますので、ぜひ進めていただきたいと。

金額は、それだけでは、やはり特別な枠をもう少し設けて、普通にいけば300円、500円でいいんですが、やっぱりお手伝いを必要とするというものを事前にキャッチできておれば、またそれがその違った日にそういう形のものの回収をお願いできるような、これから先の段取りだと思うんですが、なるだけなら弱者、要するに困ってみえる方にやっぱりそういう形で接していただけるとありがたいかなということで思っておりますので、ぜひ推進をお願いしたいと思います。

○議長

ほかに質疑はございますか。

(「ありません」の声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

これから議第33号についての討論を行います。

討論はございますか。

(「ありません」の声あり)

○議長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第33号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議なしと認めます。

したがいまして、議第33号 輪之内町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○上野賢二議長

日程第14、議第34号 輪之内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

総務危機管理課長から議案説明を求めます。

松岡博樹課長。

○松岡博樹総務危機管理課長

それでは、議第34号について説明させていただきます。

議案書16ページをお願いいたします。

議第34号 輪之内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の議案上程文は、記載のとおりでございます。

本条例改正につきましては、非常勤の消防団員が公務により死亡された場合における損害補償のうち、葬祭補償の定額部分について、国の基準改定に合わせて所要の改定を行うものでございます。

それでは、新旧対照表の7ページをお願いいたします。

第18条の葬祭補償の定額部分の現行「31万5,000円」を「33万円」に改めるものでございます。

議案集17ページにお戻りください。

こちらは、先ほど説明いたしました内容の改め文でございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用となります。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようお願いいたします。

○議長

これより質疑を行います。

質疑はございますか。

(挙手する者あり)

○議長

9番 田中政治議員。

○9番 田中政治議員

度々すみません。

消防団の公務災害のことは、これは公務ということですが、夜警も公務に入るのか。

やっぱり消防の活動の中には、夜警も僕は公務だと思うんですが、どうでしょうか。

○議長

松岡博樹総務危機管理課長。

○総務危機管理課長

夜警も公務に入ります。

(挙手する者あり)

○議長

9番 田中政治議員。

○田中政治議員

夜警も公務に入るのであれば、昔の私が入っておったときの消防団と今の消防団はかなりさま変わりをしておるとは思っておるんですが、夜警中に、要するに10時頃から日付変更線までぐらいをやられるんかなと思うんですが、そのときに、やはり食事をしたり、昔は、酒はあまり大きな声では言えませんが、肉を焼いて食っておったり、寒いので火をたいてじゃんじゃん、一種の夜警も夜警という名のお祭りみたいなもので、懇親会も含めて、1年間えらかったなとかどうたらこうたらとか言ってるのが夜警でしたのであれですが、それはパトロールに出る方は当然飲酒運転になりますので飲まれませんが、そうでない方は食事をしたりということをやっておったんですが、先般、去年、私の知り合い、南濃町の消防団の方ですが、夜警から帰ってきたら朝死んでしまっておったと。そういう方が、私の知り合いでしたので、そこのお父さんが年末にちょっとお見えになって、元気がなかったのどうしたと言うたら、いや、あかんがや、息子が先に行っちゃったんやとって、もう泣いておみえになったので、何でと聞いたら、ゆうべ夜警に行っちゃって、この前夜警に行っちゃって、朝起きてこうへんと、疲れておるで寝かせておいてやれというて寝かせておいたら昼になっても起きてこうへんの、起こしたれとって起こしに行ったら死んでしまっておったということで、そんなら何ぞ持病があったのかねと言うたら、持病らしい持病はないんやけど、何やったんやろう、訳分からんといってもう茫然自失状態でお見えになったということもありましたので、夜警で、例えばそうやって、内容はどうか今分かりません。分かりませんが、あまりそういう、昔とはちょっと違うんやろうと思うんやけど、気をつけてやっておみえになると思うんですが、その辺はどういうふうにお考えですかね。帰っていったら朝死んでしまったというのも公務になるのか、帰ってくるまでは元気やったと、多分。帰っていったら、朝起きてこんで行ったら死んでしまっておったと。これも公務災害に当たるのか、どうでしょうか。

○議長

松岡博樹総務危機管理課長。

○総務危機管理課長

夜警後、帰宅してお亡くなりになった場合の公務災害の適用についてでございますが、

恐らくその原因を究明されると思います。その因果関係といいますか、原因がその期間夜警をしたことによる死因というふうに診断されれば補償されるものと思われます。以上です。

○議長

ほかに質疑ございますか。

(「ありません」の声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

これから議第34号についての討論を行います。

討論はございますか。

(「ありません」の声あり)

○議長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第34号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議なしと認めます。

したがいまして、議第34号 輪之内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○上野賢二議長

日程第15、議第35号 町の字区域の変更についてを議題といたします。

農業振興課長から議案説明を求めます。

西脇元彦課長。

○西脇元彦農業振興課長

それでは、議第35号 町の字区域の変更について御説明をさせていただきます。

議案書18ページを御覧ください。

議案上程文は、記載のとおりでございます。

この変更理由書が次の19ページに掲げてございますが、令和5年8月18日付で事業の変更決定がされた県営土地改良事業（楡俣北部地区）の施行により、字区域の変更を必要としたため、この議案を上程するものでございます。

議案書の25ページをお開きください。

ここに楡俣北部地区全体の変更大略図が書かれております。この中には、大字で楡俣、楡俣新田の区域が入っております。その区域において、道水路の付け替えなどによりまして、大字及び小字の区域変更を行うものでございます。

以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願いしたいと思います。

○議長

では、これより質疑を行います。

質疑はございますか。

(挙手する者あり)

○議長

5 番 浅野進議員。

○5 番 浅野 進議員

1 点だけお尋ねします。

この字の変更になりますと、登記簿上はどんなふうにするのでしょうか。各自変更するのでしょうか。それとも、職権で登記簿を作られるようになるんですか。

○議長

西脇元彦農業振興課長。

○農業振興課長

登記簿等は役場のほうでやりますので御了承ください。

○議長

ほかに質疑はございますか。

(「ありません」の声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

これから議第35号についての討論を行います。

討論はございますか。

(「ありません」の声あり)

○議長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第35号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議なしと認めます。

したがいまして、議第35号 町の字区域の変更については、原案のとおり可決されました。

○上野賢二議長

お諮りします。

ただいま各常任委員会に付託しました議案につきましては、会議規則第46条第1項の規定によって、6月10日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議なしと認めます。

したがいまして、議第28号、議第29号については、6月10日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定をいたします。

各常任委員長は、6月10日に委員長報告をお願いいたします。

○上野賢二議長

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会といたします。

議会第2日目は、6月9日午前9時までに御参集を願います。

本日は大変お疲れさまでございました。

(午前10時36分 散会)

令和 8 年 6 月 2 日開会 第 2 回定例輪之内町議会

第 2 号会議録 第 8 日目

令和 8 年 6 月 9 日

○議事日程（第2号）

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1の事件

○出席議員（8名）

1番	田 中 実	2番	大 橋 慶 裕
3番	林 日出雄	4番	浅 野 重 行
5番	浅 野 進	6番	上 野 賢 二
7番	高 橋 愛 子	9番	田 中 政 治

○欠席議員（なし）

○欠員（1名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	朝 倉 和 仁	副 町 長	荒 川 浩
教育長職務代理者	市 橋 肇	会計管理者兼 調整監兼 税務課長兼 会計室長	大 橋 勝 弘
調整監兼 健康こども課長	菱 田 靖 雄	総務危機管理課長	松 岡 博 樹
福祉介護課長	野 田 理 恵	企画財政商工課長	水 谷 和 智
建設課長	長 屋 弘 明	農業振興課長	西 脇 元 彦
教育課長	小 関 達 也	住民環境課長	岩 田 好 弘

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	松 本 香 代	議会事務局	西 脇 愛 美
--------	---------	-------	---------

(午前 9 時00分 開議)

○上野賢二議長

ただいまの出席議員数は 8 名です。議員定足数に達しておりますので、令和 8 年第 2 回定例輪之内町議会第 2 日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の議事に入ります前に、皆様に報告申し上げます。

増田浩志教育長は、病気療養のため今議会を欠席されております。つきましては、今議会における教育行政に関する一般質問の答弁等につきましては、地方教育行政の組織及び法律第 13 条第 2 項の規定に基づき、教育長職務代理者である教育委員の市橋肇さんがその職務を代理し、登壇、答弁をされることになりました。

なお、実務的、専門的な詳細事項に関しましては、適宜副町長をはじめ教育課長などの関係職員からの補足、答弁を認め、議事を進めてまいりますので、御承知おき願います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○上野賢二議長

日程第 1、一般質問を行います。

会議規則第 56 条第 1 項の規定により、議員 1 人当たりの質問・答弁の時間を 45 分以内とし、これを許可いたします。時間経過をお知らせするため、制限時間の 5 分前に呼び鈴を 1 回、制限時間到達時には呼び鈴を 2 回鳴らします。制限時間到達後は速やかに発言を終了してください。

なお、一般質問における質問回数制限はございません。

それでは、通告に基づき順次発言を許可いたします。

1 番 田中実議員。

○1 番 田中 実議員

おはようございます。

議長の許可が出ましたので、一般質問をさせていただきます。

1. こども園統合費用は、総額 10 億円ですか、20 億円ですか。財源に限度があります。町民の皆さんに公開してください。

認定こども園統合計画について。

私たちは、物を購入する際は値段を見て購入するかしないか判断します。町民の皆さんの中には、子供がいない世帯もあります。町民の方から、こども園を統合するなら、同時に小学校も統合しないとおかしいとの声が届きました。税金を使うなら、そういう町民の皆さんの理解を得なければ事業はできません。今年 3 月、基本構想案の検討フレームが議会に示されました。そこには、建設予定地として 2 か所の土地が記載され、総

合評価まで示されていました。私は、建設計画は白紙で、新築か施設を改築するかを選択をするものと考えていましたが、町は既に町民に金額も示さず、新築で決めているのではないですか。新築決定なら407万円の基本計画はつくる必要がないのではないですか。2つの土地の説明と総額費用について町長にお聞きします。

2. 西濃2市9町で、放課後等デイサービスがないのは輪之内町のみです。現状をどう考えますか。

障がい福祉行政の在り方について。

令和7年度西濃地方で放課後等デイサービスがないのは養老町と輪之内町だけでしたが、養老町に令和8年3月に子供たちの笑顔が絶えない施設にしたいと重度心身障がい児放課後等デイサービスがオープンしました。町は同時期に私の提案を無視して、時だけが過ぎました。障がい福祉行政空白市町村ではありませんか。放課後デイサービスを他のまちの施設を利用させてくださいとしているのは輪之内町のみで、周りの市町村はそれを冷ややかな目で見ているのではないですか。

お聞きします。

障がい福祉部門に専門知識のある職員を配置してありますか。専門知識を持った職員が配置してあれば、障がい福祉行政が進展するのではありませんか。西濃地方でただ1つ、放課後デイサービスがない市町村になった現状をどう考えるか、町長にお聞きします。

3. アニメやイベントも大切ですが、宝暦治水の史跡が老朽化しています。整備すべきではありませんか。

宝暦治水関連史跡保存について。

町は、宝暦治水についてアニメやイベントに多額のお金を費やし、その偉業の伝承に努めており、町内外に知名度も高まりました。宝暦治水事業に感動された方が町に來られて、その保存状態が悪いのを見たら落胆されると思います。御恩に感謝と言いながら、遺跡が整備されないのは残念です。以前、一般質問した大藪洗堰跡の傾いた石碑は、未整備なまま放置してあります。町民の方から、宝暦治水の遺跡を整備してほしいとの声が届きました。宝暦治水遺跡関連の土地を提供してもよいとの話もありました。宝暦治水のイベント予算を一旦立ち止まり、遺跡補修の予算を支出すべきではありませんか。町長にお聞きします。

4. 平和が大切です。町民の決意を示しましょう。

平和都市宣言について。

戦後80年以上がたち、日本では戦争を知らない人が大半を占め、日本人は平和であることが当然であるかのように考えて生活しています。本当にそれでいいんでしょうか。さきの戦争では、世界で多くの人が亡くなりました。いつまでも続く平和な世の中とすることが一番大切です。平和は日本国の国是です。詩人、与謝野晶子さんは、日露戦

争に従軍した弟を思い、君死にたまふことなかれと詠まれました。戦争は平和を大切にしない人の心が起こすものだと思います。私は、愛する人や家族を二度と戦場に送ってはならないとの強い決意で町議会議員になりました。私の主張はまるで文学青年のようだと笑われるかもしれませんが。どうぞお笑ってください。今こそ平和都市宣言をして、平和の大切さを町内外に示すべきではありませんか。町長にお聞きします。

5. 教育支援センター（スペシャルサポートルーム）の運用はどのようにされますか。不登校対策文部科学省COCOLOプランについて。

3月議会で不登校対策について、関連して教育支援センター（スペシャルサポートルーム）について質問をいたしましたら、令和8年度から各学校で開設するとの答弁でしたが、フレンドスペースにじは新規事業に計上され、議会で説明がありましたが、スペシャルサポートルームについては議会から質問するまで説明がありませんでした。令和8年度開設されますか。その内容はどのようなものですか。フレンドスペースにじとの違いはありますか。文部科学省の指導どおり、不登校対策スペシャルサポートルームを最優先にすべきではありませんか。教育長にお聞きします。

6. 選挙公報や町報が届きません。同じ町民なのにおかしくありませんか。きめ細やかな行政サービスについて。

今年実施された衆議院選挙の選挙公報が新聞折り込みとされたことについて、新聞を購入していないので選挙公報が届かなかった。自治会未加入者からは、町報やイベントの参加券が届かないとの声が届きました。選挙は国民の権利です。来年の統一地方選挙でも同じことをされますか。新聞未購入者と自治会未加入者を把握していますか。私は、文書を1日100件以上配布することがあります。郵便を利用しなくても、職員で文書は配付できるのではありませんか。緊急の際は配付できないのではなくて、職員で配るが正解ではありませんか。各区に区担当職員を任命し、きめ細やかな行政サービスをすべきではありませんか。町長にお聞きします。

○議長

朝倉和仁町長。

○朝倉和仁町長

おはようございます。

ただいま田中実議員から御質問がございました。私のほうからは5点答弁させていただきます。

まず1点目のこども園の統合について。

これにつきましては、これまでの経緯なども含めながらお答えをさせていただきます。

コロナ禍以降、町内3つのこども園の園児数の減少は深刻であり、子供たちが集団生活の中で多様な関係性を築き、社会性を育むことができる環境を維持することが大変難しくなっております。あわせて、適正人数を配置し、質の高い教育、保育を安定的に提

供できるだけの保育教諭の確保の問題や既存園舎の老朽化の状況などを考えますと、近いうちにこども園の統合は避けて通れないものと判断をいたしましたところでございます。

まず、取組のスタートとして、統合に向けての基本構想を策定するに当たり、保護者の皆様とこども園職員を対象にアンケート調査を実施いたしました。その結果、こども園の単なる統合にとどまらず、子育て支援センターや児童発達支援施設の併設など、子育てに関連する機能強化を望む回答が多数ありました。そこで、こうした機能を備えた統合後の新園舎をどのように確保するかについて、まず既存施設の活用ができないかということで、小学校統合後の空き教室や小学校統合前の空き教室の活用を考えましたが、まず現状3小学校ともに3園が入るだけの余地が現状ないこと、さらには統合前の小学校の空き教室を利用する場合、並行して校舎の一部を園舎へと改修工事することは、安全面や環境面から非常に難しいことと考えられました。また、小学校統合後の空き教室でも、未就学児に適した使用への大規模な改修と新たに自園の調理室が必要となり、結果として多額の費用が生じることが予想されました。

これらの検討を踏まえ、乳幼児期の安全で快適な発育環境を早期に確保するため、今回のこども園統合に当たっては、園舎を新築する方向で作業を進めさせていただくことといたしました。その上で、御質問の新園舎の建設候補地につきましては、役場や保健センター、児童センターなどが立地するまちの中心部が好ましいという思いと用地確保が容易であるという観点から、これまでのところエコドーム東の砂利駐車場と中学校グラウンド東の土地、現状は田んぼになっておりますけれども、この2か所について検討を重ねさせていただいております。

以上が基本構想策定までの検討経緯の概要でございます。

次に、費用につきましては、今後基本計画を策定する中で必要な面積を算定し、図面を書き上げた上で概算費用を積算することとしておりますが、近隣自治体の事例や現下の物価高騰を鑑みますと、現時点で全く白紙ながら15億円程度になるのではないかと予測しております。申し上げるまでもございませんが、施設の設計に当たっては、くれぐれも華美、過大なものにならないようにしていく必要があると考えております。また、財源としましては、国の補助金と地方債がかなりの比率になりますけれども、それらを確実に獲得するためには、施設の規模やその妥当性を論理的に説明していく必要があり、議員御質問がございました基本計画の策定手続とその費用407万円です。これにつきましては、説明資料の作成に必須のものと考えております。

本事業の実施に関しまして、過日、議員の皆様方から、こども園単体ではなく、総合的なビジョンを描いて進めるべきであるとの御意見をいただきました。まさしくそのとおりでございます。今後始まる小学校の在り方検討会の議論もしつかりと踏まえながら作業を進めてまいります。あわせて、町の将来を担う子供たちに関する大切な問題でございますので、近日中に基本構想を公表する予定であり、その後も町民の皆様にご丁寧

な説明に努めてまいります。

次に、2点目、放課後等デイサービスに関する御質問についてお答えいたします。

放課後等デイサービスの設置に関する町の考え方は、これまで過去3年間の本会議で4回答弁させていただいており、今回これ以上の見解は控えさせていただきますが、改めて西濃地域11市町の設置状況を申し上げますと、行政が公設で設置する施設、いわゆる公営施設ですね、これは一つもございません。全てが民間事業者のものとなっております。したがって、過去の答弁の繰り返しになりますが、本町で実施する場合も民間事業者の意向次第であると考えております。放課後等デイサービスは、子供たちの大切な社会資源の一つであり、何より重要なのは、その子にとって最適な支援が届くことでございます。議員御指摘の障がい福祉部門に専門知識のある職員を配置する必要性につきましては、福祉介護課、健康こども課、保健センター、教育課、それぞれの課に保健師や社会福祉士など専門職を配属されており、包括的に日々の細やかな対応に努めております。今後とも、職員の専門性向上を図るとともに、これまで以上に当事者に寄り添った福祉行政を進めてまいります。

3点目、宝暦治水関連史跡の保存についてお答えをいたします。

現在、文化財や史跡について、町・県指定文化財保護巡視員による巡視報告を受け、限られた財源の中ではございますが、必要に応じて修繕や維持管理を行っております。本定例会の補正予算におきましても、町指定文化財の修繕に係る経費を計上させていただいたところでございます。申し上げるまでもなく、宝暦治水は当町にとって重要な歴史遺産であり、その歴史や先人の偉業を広く知ってもらい、後世に伝えていくためには保存と普及啓発の双方を適切に進めていく必要があります。議員御指摘の事業は、国の補助事業、地域文化財総合活用推進事業の採択を受けて実施しており、地域の歴史文化の魅力発信や継承を目的としております。今年度は、文化資源講座の開催や学習用教材としてのアニメ制作などのソフト事業が中心ですが、令和9年度以降、現在は補助対象外となっております史跡の保存や維持補修などに経費を充てることができないか、文化庁とも協議しながら、地域の歴史文化の継承に努めてまいります。

次に、4点目の平和都市宣言についてでございます。

現在、世界各地で紛争が頻発しており、多くの貴い命が失われている状況は深く憂慮すべきものでございます。日本中の多くの方が平和のありがたさを感じられているのではないかと思います。輪之内町は、2010年（平成22年）5月ですが、広島、長崎の被爆の悲劇を二度と繰り返さず、誰もが安心して暮らせる都市を目指すという趣旨に賛同し、平和市長会議、これは会長が広島市長になっておりますが、平和市長会議の加盟都市として認定されております。このことを受け、これまで小・中学校で平和教育を行うなど、幼少期から平和の大切さを啓発する事業を行ってまいりました。また、昨年度、町主催として再開した戦没者追悼式では、中学生に参加してもらい意見を述べてもらうなど、

平和を考える機会にもしております。平和都市宣言につきましては、既に平和市長会議への加盟によってその方向性は示されていると認識しており、今後はこうした地道な活動を通じて、加盟都市としての役割をより一層果たしてまいりたいと考えております。

最後に、きめ細かな行政サービスについてお答えをいたします。

まず、今回の衆議院選挙における選挙公報の配付につきましては、急な解散で日程が厳しかったため、事前に郵便局から公職選挙法に定める選挙期日2日前までの全戸配付が物理的に不可能であるとの申出を受けました。そのため、町といたしましては、県の選挙管理委員会に対し、新聞折り込み並びに役場期日前投票所に選挙公報を備え置く方法を届出をし、県の了承を得て実施したものでございます。新聞未購読者や自治会未加入者の情報を行政が網羅的に把握することは、個人情報保護の観点から慎重な取扱いを要する事項であり、また通常業務を抱える職員のマンパワーや期間の制約から全戸配付を職員のみで行うことは現実的に困難であると考えております。

そこで、今後の改善策といたしまして、役場だけでなく町内の公共施設や民間商業施設などへの公報設置場所の拡充やSNSを活用し、スマートフォンなどから手軽に中身を確認できるデジタル環境の活用を周知するなど、全ての町民の皆様が等しく情報を得て、その権利を行使できる環境づくりに向け、行政サービスの充実に努めてまいります。

○議長

続いて、市橋肇教育長職務代理者。

○市橋 肇教育長職務代理者

おはようございます。

私からは、校内教育支援センターの運用についてお答えします。

校内教育支援センターSSR（スペシャルサポートルーム）については、昨年度、不登校生徒を支援する心の相談員を募集し、今年度から中学校に常駐で配置する形で開設しています。小学校については、心の相談員1名が巡回することで、校内教育支援センターの役割を果たせるようにしています。支援の内容としては、学校には来られるものの教室には入れない児童・生徒の居場所の確保、学びの保障を図ることです。今後は、校内教育支援センターの親しみやすい名称の決定、小学校の空き教室の確保など、支援体制をより充実させていきたいと思っております。

次に、スペシャルサポートルーム（SSR）とフレンドスペースにじの主な違いについて御説明します。

スペシャルサポートルーム（SSR）は、学校には来られるものの教室には入れない児童・生徒の校内での居場所の確保、学びの保障を図るためのものです。フレンドスペースにじは、学校を欠席している、あるいは学校への登校が困難な児童・生徒の学校外の居場所の確保、学びの保障を図るためのものです。つまり、支援の対象と設置場所も違うということでございます。

(1 番議員挙手)

○議長

1 番 田中実議員。

○田中 実議員

こども園のほうから御質問させていただきます。

企画財政商工課長にお聞きします。

財務省東海財務局は、輪之内町の財政の今後の見通しとして、貴町では今後も地方債の新規発行を抑えながら、基金残高の積み増しに取り組む方針ではあるが、経常経費の増加が見込まれる中、小・中学校における空調設備設置事業のほか、大型事業における認定こども園統合事業の実施を計画しており、その財源確保に十分留意される必要があると国は指摘をされました。

その指摘に沿う形で質問をさせていただきます。

1. 予算査定について。

去年の敬老祝賀会で、敬老祝い金の一部カットされました。そのほかに補助金でカットされたものはありますか。こども園統合の資金を捻出するために、財政上の措置として社会に貢献した人や団体のお金を予算カットする方針でありますか。

2. 起債額について。

こども園統合の際の起債額、つまり借金は総額幾らですか。

3. 町財政の要因について。

最新の標準財政規模は幾らですか。

4. 財政規律について。

東海財務局は、町の行政経常収支率を令和6年度と比べて令和11年度は悪化する見込みであると予測しております。その理由は、人件費等の増加により行政経常収支が減少すると指摘されます。これを受けて、こども園統合に向けてどのような財政運用の対応を現在されているか、お聞きしたいと思います。4点お聞きします。

○議長

水谷和智企画財政商工課長。

○水谷和智企画財政商工課長

田中実議員の4つの質問について、まず補助金の削減というところでございますが、確かに財政上、今年度の予算は昨年度に比べて、予算規模としては縮小させていただいております。その中で、各種の補助金の見直しなどもさせていただいておりますが、具体的な補助金の削減については、ちょっと手元に資料がありませんので上げることはできませんが、7年度から8年度の予算については全体として縮減の査定をさせていただいている次第でございます。

それから、2点目の起債額というところでございます。

すみません、ちょっと手元に資料がありませんので、起債額についての質問について具体的な数値については回答をすることができません。御了承いただきたいと思います。

あと、今後の東海財政局からの意見がありました標準財政対策債財政規律につきましても、私が企画財政商工課長就任時にいただいた課題に基づきまして、今後の実際の執行内容を見ながら適宜見直しをしていきながら、適正な執行額の点検を進めながら、これからこども園統合などの必要な財政の確保に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

(1 番議員挙手)

○議長

1 番 田中実議員。

○田中 実議員

今、答弁いただきましたが、論点がずれて、まともに答弁できたのは補助金をカットしているというだけで、あとは全く手元に資料がないとかそんなことでしょう。今の輪之内町、私が心配しているのは、標準財政規模は33億なんですよ。15億借りて、33億しかないのにようやるなというようなことです。

何でこんなことを言いますかという、かつて財政破綻した夕張市、財政破綻したきっかけをつくった市長さんがマスコミにインタビューを受けていて、こんなことを言われたんですよ。どんなことを言われたかというね。その市長は、私ばっか悪くない、議会も承認されたと言われたんですよ。そして、その当時の議会の幹部もマスコミに出てこう言われました。私たちは市長を信用したと。両方が責任の押しつけ合いじゃないですか。こんなことが輪之内町であってはならないと思うんです。市長と議会との相撲は、財政担当が行司になってやらなきゃ駄目でしょう。財政担当がしっかりして、幾ら上が言うても駄目なものは駄目と。それには、ふだんからポケットにその財政規模の数字ぐらいは持って会議に臨むぐらいの気持ちでおってほしいんですよ、それが財政担当、輪之内町のかじ取りでしょう、それが質問をされたら、そんなことを聞くんですか手元にありませんと、手元にない、この場合は、この議場は課長の勉強の場じゃないんですよ、町民の皆さんの問題を解決する場所なんですよ、説明責任を果たしていただきたいと私は切に思います。

もうこれ以上質問しても無駄だと思いますので、健康こども課長にお聞きします。2つの土地の購入費は幾らですか。

○議長

菱田靖雄健康こども課長。

○菱田靖雄調整監兼健康こども課長

こども園の統合に係ります基本構想の中では、2か所検討しているということを町長の答弁にもありましたけれども、その1か所は中学校グラウンド東の土地でございます。

面積は約1万3,800平方メートルになりますが、取得予定価格は約1億1,040万円でございます。それから、もう一か所ですけれども、エコドーム東の砂利駐車場になります。総面積は約4,900平方メートルですが、ここにつきましては取得済みの土地と借地の両方がございます。そのうち、取得済みの面積は約2,300平方メートルで、取得価格は2,570万円でございます。それから残り、借地部分でございますが、2,600平方メートルでございます。以上になります。

(1 番議員挙手)

○議長

1 番 田中実議員。

○田中 実議員

税務課長にお聞きします。

こども園建設のために購入した土地にこども園が建たなかったら、税務署は虚偽の申請をしたといって非課税から課税にされるという事態が起きる可能性もありますので、そういう場合は一転して多額の税金がかかるということでしょうか。

○議長

大橋勝弘税務課長。

○大橋勝弘会計管理者兼調整監兼税務課長兼会計室長

先ほど菱田課長さんのほうから説明しましたエコドーム東の用地につきましては、平成14年度に町が公拡法に基づいて譲渡所得から最高1,500万円を控除する特例が適用された土地でありまして、もう一つの四郷南部の地区の公共用地につきましては、土地改良事業における創設費の用地でありまして、地権者が換地に変えて精算金を受け取る場合、譲渡所得に対し最大800万円の特例控除が適用される税制上の措置による適用を受ける土地となります。どちらの土地も、取得時点における法令上の要件により判断されるものでありますので、その後の利用用途の変更のみをもって特別控除が取り消されるものではないと認識をしております。

(1 番議員挙手)

○議長

1 番 田中実議員。

○田中 実議員

大型事業に財政担当長があまり関わっていない。これは車のガソリンの量が分からずに遠出の旅行に出ていくようなもので、私はちょっと心配しております。今後よくこの事業は各課連携してお願いします。

次に、放課後デイサービスについてです。

私も、この問題について5回も質問するとは正直言って思っていませんでした。町民も、町長さんが選挙に出られたときに、県のパイプがあると言われたのでてっきり県へ

行って県立の施設を持ってこられるというぐらいのことがあるかと思いましたが、民間でやってもらうんやでようやらんと言われれば確かにそうですが、でも普通、公共というのは民間ができないことをやるのが公共じゃないですか。西濃地方でみんな民間がやっていて、うちのところもできませんやったら、公共がやるのが最後のことじゃないですか。医療でいうなら国保と一緒にしょう。国保だって社会保険に入れても最後は町が持つということです。そういう気概を持ってやっていただきたいなということです。

会議の節がてら1点だけお聞きします。

今やっている第5次安八郡障害福祉計画ニーズ調査について、昨年私も議会で何度も言いましたが、現在行われている障害福祉計画等ニーズ調査には、放課後デイサービス等のニーズを調査されているのか。以前の答弁ではしていないということでしたが、現状はどうですか。お聞きします。

○議長

野田理恵福祉介護課長。

○野田理恵福祉介護課長

田中実議員御質問の放課後デイサービスの評価についてお答えいたします。

町といたしましては、これまでも安八郡障害福祉計画、障害児福祉計画に基づき、サービスの支給量や利用状況の把握に努めてまいりました。今年度は、次期計画、第5次障害者計画、第8期障害福祉計画、第4期障害児福祉計画の策定の年を迎えております。今までにも御質問にありました利用人数や支給量、利用額等の進捗状況の評価、分析につきましては、今年度、安八郡自立支援協議会や町の自立支援部会等の場を通じ、放課後デイサービスのアンケート内容も踏まえまして実績を検証し、評価を行っていく予定でございます。以上です。

(1 番議員挙手)

○議長

1 番 田中実議員。

○田中 実議員

宝暦治水の遺跡について、答弁を聞きましたら予算をつけてやるようなことでよろしいんですけども、今年4月に松平義建の書の扁額が町の最新の文化財になったと思うんです。これからも、やはり文化財を指定してくと地元が壊れたらどうしようと言って心配されますので、文化財を指定したら今後はちゃんと地元はその経費や何かの説明をしていただきたいと思います。

続きまして、平和都市宣言についてお聞きします。

これは副町長にお聞きしますが、フランスの思想家ルソーは力による正義は認めない。私もそうだと思います。力のある者が平和をつくっても何のことはないと思います。それでお聞きしたいのは、全国の自治体で9割ぐらいがもう平和都市宣言をしておるんで

すが、何かの会議に参加したのでもう輪之内町はいいと、ここにもありますが、全国自治体1,788のうち1,653の自治体が宣言して93%。もう輪之内はカワバタモロコ並みの希少価値になっていると思うんですが、踏み込まないと駄目だと思います。8月15日終戦の日に町から黙祷と言ったところで、平和宣言しない方が黙祷と言ったって町民の皆さんの心に響かないと思います。これは最後のチャンスです。平和都市宣言をされる予定がありますか。

○議長

荒川浩副町長。

○荒川 浩副町長

田中議員から平和都市宣言の件について御質問をいただきました。

先ほど、1,700ある自治体の約9割がという話でございますが、数自体も数百自治体に及ぶということは私どもも把握しております。この岐阜県内で、近くですと美濃加茂市、愛知県へいくと春日井市、大府市などが平和都市宣言をしております。町長答弁の中にもありましたけれども、広島市長が座長である平和都市会議に加盟をさせていただいている、そういった経緯はありますが、ぜひ輪之内町でそういった宣言をしたらどうかという御提案でございますので、これについては種々法的な手続方法について特に定めはないというふうに聞き及んでおります。したがって、中にはその平和都市宣言に至った自治体の手法を見ておりますと、議会のほうで議員発議で、そして首長がそれに賛同して署名して、平和宣言を行ったという事例も散見されます。ここらで田中議員、もうぜひということであるなら、趣旨に関しては私どもも異論を唱えるつもりは毛頭ございません。平和が一番でございますので、したがって田中議員を中心に議会のほうでもそういったことを御検討いただくというのも1つかというふうに思います。以上です。

(1 番議員挙手)

○議長

1 番 田中実議員。

○田中 実議員

何か夕張市を思い出しましたね、町長部局もやると議会もやれと両方がなすり合いと、これでは平和は、まあ私も平和の意志は分かりますのでよろしいです。

教育支援スペシャルサポートルームについて、大変説明が詳しかったので第2質問はいたしません。

文書の配付についてお聞きします。

私、新聞販売店に聞いたんですよ。輪之内町は新聞をどれだけ取ってみえますかと聞きましたら、今は1,900件だと言われました。以前は2,300とか大変な数だったけど、今は1,900だと言われました。そうすると、新聞購入世帯が1,900でしょう、輪之内町の全

体の世帯数が3,500世帯なんですよ。そうすると1,900世帯を3,500で割ると配付率が54.28%なんです。54%のところしか選挙公報が届いていない。そしてさきの衆議院選挙の投票率55.17%、その他0.8%、よく似ていますよね。つまり、町が選挙公報をした世帯だけが投票に行ったんじゃないんですか。町が配った世帯54%、投票率55%、選挙公報が届いた人だけ選挙があるなと思って、行ったんじゃないんですか。町のやり方で四十何%の方は選挙を知らなかったんじゃないんですか、これが公平な選挙ですか、これを否定できる材料がありますか。また、選挙では選挙人が容易に選挙公報を入手できるように努めなければならないとあります。これに違反していませんか。

また、今回選挙公報が届かないと誰が候補者で、どんな考えを持っているか分からないでしょう。職員が配置すれば規定の2日前に配付できたのに、町は恐らく配付困難な特別な理由を盾にできませんと言うつもりだと思いますが、私はできると思います。答弁をお願いします。総務危機管理課長。

○議長

松岡博樹総務危機管理課長。

○松岡博樹総務危機管理課長

田中議員からは、選挙の投票率と公報の配付率が似通っているので公報が届いた方だけが投票に来たのではないかとということでございますが、選挙についての公報につきましては、投票用紙の配付をもってしても選挙を知ることができます。過去の投票率を見ましても、今回の投票率と遜色なく投票していただいているという認識でございます。

確かに今回、田中議員御指摘のとおり選挙公報につきましては十分な配付ができたとは言い難いので、今後の次回からの選挙に向けて配付場所の拡充ですとか、デジタルを活用してインターネット上でも選挙公報を確認できるという方法について、住民の皆さんに様々な媒体を通じて説明していきたいと思います。以上でございます。

(1 番議員挙手)

○議長

1 番 田中実議員。

○田中 実議員

職員で配るのは大変だということでしたら、1つの方法ですけど、選挙公報を区長さんをお願いして、区長が配るという意味じゃなしに、回覧でもいいんじゃないですか。回覧だったら隣へ持っていくだけでしょ。ぐるぐる回してもらえば、早めに回覧お願いしますと言うだけでも私はええかなと思っているんです。回覧をするような考えはないのか。愛知県では民間業者にも委託しているそうです。本当のことを言いますとね。回覧を利用するという考えはあるのかないのかということをお願いします。総務危機管理課長。

○議長

松岡博樹総務危機管理課長。

○総務危機管理課長

選挙公報の回覧につきましては、その手法が法律上適しているかどうかということを確認いたしまして、問題なければ今後活用していきたいと思います。

○議長

では、これで田中実議員の御質問を終わります。

続きまして、4番 浅野重行議員。

○4番 浅野重行議員

ただいま議長のお許しをいただきましたので、災害時における弱者対策について一般質問させていただきます。

全国各地で地震や集中豪雨、台風などの自然災害が頻発し、その被害は年々大きくなっています。特に災害時において、高齢者や障がい者、独り暮らしの方、妊産婦、医療的ケアを必要とする方など、いわゆる災害弱者への支援体制の充実は大変重要な課題であります。実際に、過去の災害では避難の遅れや情報の伝達不足により多くの貴い命が失われた事例もあります。また、避難所生活においても生活が困難な方が見えることから、福祉避難所の必要性が改めて認識されています。当町における避難所行動要支援名簿の整備状況とその情報を各区、民生委員、福祉関係機関とどのように共有されているのか。また、国が推進している個別計画について進められているのか。さらに、訓練や研修は行われているのか。加えて、福祉避難所の確保状況、受入れ体制、備蓄品や支援体制、さらには地域の高齢者や担い手不足が進んでいることから、災害発生時に誰がどのように支援するのか、地域と行政の役割分担をどのように考えてみえるのか町長の御見解をお伺いいたします。

○議長

朝倉和仁町長。

○町長

浅野重行議員から、災害時の弱者対策についての御質問がございました。

議員御指摘のとおり、全国各地で激甚化する自然災害において、災害時における要配慮者や災害弱者への支援体制を強化することは、当町におきましても極めて重要な課題であると認識しており、災害から住民の皆様の貴い命を守るため、輪之内町地域防災計画に基づいて様々な対策を進めているところでございます。

まず、避難行動要支援者名簿の整備状況とその情報共有につきましては、自力での避難が困難な方を把握するため、避難行動要支援者名簿を整備、管理しております。民生委員や警察と共有し、災害発生時のみならず平時から見守り活動や迅速な情報伝達ができるよう努めているところでございます。

次に、個別避難計画の策定状況と訓練などの実施につきましては、国の推進する個別

計画の内容を踏襲しましたあんしん救急バトンによって運用しております。個別計画を実効性のあるものにするための訓練や研修につきましては、地域の自主防災訓練をその機会と捉え、要支援者の避難誘導訓練等を組み込んでいただくよう普及啓発をしております。

次に、福祉避難所の確保状況、受入れ体制、備蓄品や支援体制につきましては、当町では福祉避難所として発達支援教室そらと特別養護老人ホームハピネスビラを指定しております。要配慮者の特性に応じた資機材、物資の年次的な更新、充実に努めているところですが、発災直後円滑に稼働できるよう、今後も施設管理者との連携を進めてまいります。

最後に、地域の高齢化や担い手不足が進む中での地域と行政との役割分担につきましては、発災直後の共助の現場において、行政の手が行き届くまでには時間を要します。何といたしましても、地元の自主防災組織や御近所同士の助け合いが不可欠になりますので、引き続き地域の防災リーダーとなる防災士の養成を推進するとともに、地域の防災訓練の充実を図り、防災力を高めてまいります。

(4 番議員挙手)

○議長

4 番 浅野重行議員。

○浅野重行議員

ただいま町長から避難行動要支援名簿の整備や個別計画の作成、福祉避難所の確保などについて説明していただきました。しかし、実際の災害時には地域住民の協力体制が機能するかが最も重要であると思いますので、日頃からどのような情報共有や訓練を実施していくのか、また実際の避難訓練において高齢者や障がい者の方が参加しやすい体制づくりや福祉避難所への移動訓練など、実践的な取組を進めていく必要があると考えます。そこで、近年は高齢者や地域コミュニティーの希薄化により地域の担い手不足が進む中、支援を必要とする方を誰がどのように避難誘導するのか、具体的な役割分担は定められているのでしょうか。人材不足も大きな課題となっていることから、災害発生時に避難支援を必要とする方を誰が確認し、誰が避難誘導を行うのか、地域ごとの具体的な役割分担が明確になっているのか、総務危機管理課長にお伺いします。

○議長

松岡博樹総務危機管理課長。

○総務危機管理課長

誰が避難所に誘導し、地域ごとの役割分担が明確になっているのかといった御質問でございます。

こちらにつきましては、昨年度末に福祉避難所設置運営マニュアルというものを策定しております。こちらを基本に運用していくことになるんですが、やはり地域の共助に

頼る部分が多くなってございます。日頃の自主防災組織における訓練の中で、地域で役割分担を確認していただくことになります。既にそういった要支援者対策の取組を実施されている地区もあると報告を受けておりますが、まだできていない地区も多々ございます。今後、そういった地区全体で支えていただくよう、今後取り組んでいただきますよう周知、支援をしていく所存でございます。

(4 番議員挙手)

○議長

4 番 浅野重行議員。

○浅野重行議員

ありがとうございました。そのようによろしく願いいたします。

次に、各区における訓練の実施状況、さらに民生委員、福祉関係機関との情報共有をどのように進めていくのか伺います。総務危機管理課長。

○議長

松岡博樹総務危機管理課長。

○総務危機管理課長

昨年度の自主防災組織における訓練の実施状況でございますが、25地区のうち17地区が自主防災組織で訓練を実施していただいております。民生委員さんや福祉関係機関との情報共有は、昨年度の訓練では実施できていないというような報告を受けておりますので、今後は訓練を実施する際にどういった訓練をしたらいいかというような相談を受けますので、ぜひ訓練計画に福祉に係る訓練も盛り込んでいただくようお願いして、進めていきたいと思っております。

(4 番議員挙手)

○議長

4 番 浅野重行議員。

○浅野重行議員

ただいまは答弁をいただきましてありがとうございました。25地区で、17地区実施しているということで、まだ全地区が実施していないということですね。ぜひ実施できるように頑張ってくださいと思いますし、また民生委員、福祉委員、福祉関係機関と協力してこういうことも進めていっていただきたいと思っております。

再質問させていただきます。

実際の災害時に迅速な避難支援が行えるよう、平常時からの訓練や見守り体制が必要と考えますが、今後の取組についてお伺いいたします。総務危機管理課長。

○議長

松岡博樹総務危機管理課長。

○総務危機管理課長

平常時からの今後の訓練や取組でございますが、現在、様々な地域でサロン活動等が実施されております。そういった地域が増えてきておりますので、訓練候でお集まりいただくのはお忙しいこともあって大変ですので、そういった日頃人が集まる機会を日常の情報共有や啓発活動の機会と捉えまして、地域全体で支え合う機会を増やし、防災意識を高めてまいりたいと思います。

○議長

では、これで浅野重行議員の質問を終わります。

続きまして、3番 林日出雄議員。

○3番 林 日出雄議員

皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、中江川沿いの桜並木について質問をさせていただきます。

輪之内町の中江川沿いに見事な桜並木が植栽されてから、約60年の年月が経過しました。この桜並木は、長年にわたり地域の象徴として住民や訪れる人々の目を楽しませ、豊かな景観を形づくってきた大変貴重な輪之内町の財産です。しかしながら、一般的にソメイヨシノの寿命は60年程度と言われており、現在中江川沿いの桜もまさにその寿命の節目、転換期を迎えています。一部の樹木では樹勢の衰えや幹の空洞化などが深刻化しており、このまま適切な手入れや対策を講じなければ、近い将来に枯死してしまう危機に瀕しています。最悪の場合、倒木による安全上のリスクも懸念されます。そこで、町としてこの貴重な中江川沿いの桜並木を次世代へ継承し、安全な景観を維持するために、今後どのような具体的な管理・再整備計画を進めていくのか、お考えをお尋ねします。

例えば、現在の樹勢を回復させるための専門的な土壌改良や剪定といった樹木医による延命措置を行う予定はあるのか。あるいは、寿命を迎えた樹木を計画的に伐採し、新たな若木へと植え替える計画的な世代交代、更新計画を見据えているのか、町長の見解をお伺いいたします。以上です。

○議長

朝倉和仁町長。

○町長

中江川の桜並木についてお答えをいたします。

中江川沿いの桜並木は、昭和40年代後半から50年代にかけて順次植栽がスタートし、現在では千本桜と呼ばれるほどの規模にまで成長いたしました。春には輪之内町千本桜まつりが開催され、夜桜のライトアップや打ち上げ花火とのコラボレーションなど町内外から多くの人々が訪れる桜の名所となっております。

一方で、議員御指摘のとおり、植栽から約60年が経過し、樹勢の衰えや幹の空洞化な

どまさに寿命、転換期を迎えていると思われ、近年全国的に倒木による被害などが報告されていることから、安全確保の観点からも迅速な対応が急務であると考えております。そこで、今後の具体的な管理、再整備計画といたしまして、樹木医やグリーンドクターといった樹木の専門家による診断を依頼し、景観維持と安全確保の両立を図るといった方法が考えられますが、高度な専門診断が期待できる反面、調査や診断に多額の経費を要し財政負担が懸念されるところでございます。そのため、優先順位をつけて計画的に診断を行い、倒木などのリスクが高い樹木は伐採し、景観を次世代へ継承できるよう若い苗木への更新を行いつつ、樹勢の回復が見込める樹木に対しましては適切な延命措置を施してまいります。今後も、財政負担の平準化を図りつつ、安全で美しい中江川の桜並木を維持、保存できるよう努めてまいります。

(3 番議員挙手)

○議長

3 番 林日出雄議員。

○林 日出雄議員

大変前向きな御答弁ありがとうございました。

適切な手入れと対策を講じることで、桜の寿命は大幅に延ばすことが可能となりますので、専門医、計画的にこれからしっかりと前へ進めていただきたいと思います。心配事が1つありまして再質問をいたします。

令和8年2月、隣接する海津市で桜を枯死させる特定外来生物クビアカツヤカミキリの幼虫が県内初として確認され、県を通じて駆除されましたが、万一の際、我がまちの桜並木に侵入されれば致命的な被害を受けかねません。近隣市町として強い警戒感を持つべきと考えますが、町は現状をどう認識し、今後、フラス、木くずの早期発見に向けた見回りや住民への周知、万一の際の防除体制をどう構築していくのかを総務危機管理課長にお伺いします。

○議長

松岡博樹総務危機管理課長。

○総務危機管理課長

議員御指摘の海津市で発見されましたカミキリムシにつきましては、対岸の火事ではなく強い危機感を持っているところでございます。具体的な対策といたしましては、そのカミキリムシが寄生すると特徴的な木くずが発生するということでございますので、巡視によって見回りを行います。どうしても行政だけでは限界がございますので住民の皆様に啓発も併せて行ってまいりたいと思います。そのための情報提供手段といたしましては、ホームページやSNSを通じて周知を行って早期発見に努めてまいりたいと思います。また、もし発見するようなことがあれば、県とも連携して迅速な防除に努めてまいりたいと思います。以上です。

(3 番議員挙手)

○議長

3 番 林日出雄議員。

○林 日出雄議員

大変しっかりとした御答弁ありがとうございました。

特定外来生物クビアカツヤカミキリの被害から町の財産である桜を守るには、行政主導の管理に頼るのではなく、地域と行政が一体となり地域総ぐるみで取り組むことが大事だと思います。行政が専門的な防除や対策のバックアップを行う一方で、地域住民が日々の生活の中で桜を見守り、フラス、木くずなどの異変を早期に発見、通報する仕組みづくりこそが、大切な桜を未来へ残す鍵になると思います。そのためには、特定外来生物クビアカツヤカミキリを町民の皆様にはまずは知っていただくことが第一だと思いますので、先ほど答弁がありましたように、広報紙やSNSを通じて注意喚起をお願いしたいと思います。

この資料、環境省が出しているクビアカツヤカミキリのこういう資料がありますのでこういったものを町民の皆様にはまず知っていただく、先ほど言いましたフラスの話も載っておりますので、こういうことをまず町民全体で共有をしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、テニスコート北側にあるサクランボがなる桜は、中島司郎町長さんが在任中に植栽されたと伺っております。在任期間は、1983年4月30日から1991年4月29日までの2期8年になりますので、最短で35年、最長で43年経過しており、サクランボがなる桜の寿命は一般的に50年程度と言われておりますので、寿命に近づいています。町として今後どのような管理を進めるのか、具体的な対応を総務危機管理課長にお伺いいたします。

○議長

松岡博樹総務危機管理課長。

○総務危機管理課長

テニスコートの北側、中江川の東面にサクランボの木が約20本ございます。定植してから、議員御指摘のとおり30年から40年ほど経過したということで、サクランボはソメイヨシノより寿命が短いと言われております。ソメイヨシノ同様に町民の皆様を和ませる存在である一方、車道に面しているということやガードパイプを乗り越えてサクランボを取ろうとする方が見えるなど、安全面にやや問題が見受けられます。そこで、ひとまずは同様に診断のほうは行わせていただきまして、その結果を踏まえ、景観と安全面をよく検証した上、総合的な判断をしてみたいと思います。

(3 番議員挙手)

○議長

3番 林日出雄議員。

○林 日出雄議員

再御答弁ありがとうございました。

やっぱりこちらのほうも人間がしっかりと手をかけることで、サクランボのなる桜の寿命も大幅に多分今後延ばすことが可能となりますので、ソメイヨシノと同様進めていただきたいと思います。

これからも中江川沿いの桜並木には、春を華やかに彩るソメイヨシノだけでなく、かわいらしい実をつけるサクランボの桜もあり、多様な表情で私たちの目を楽しませてくれます。この多様な楽しみ方にあふれる美しい景観を未来の子供たちへしっかりとつないでいけるように取り組んでいきたいと思います。以上で私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長

では、林日出雄議員の質問を終わります。

続きまして、2番 大橋慶裕議員。

○2番 大橋慶裕議員

議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

郷土・わのうちの歴史から学ぶまちづくり。

昭和29年（1954年）4月の合併により輪之内町が誕生し、現在に至っています。歴史を学び、先人の偉業を後世に伝えていくことは私たちの責務であり、時代の流れに沿って今日に至るまでの移り変わりを学ぶことは、郷土を愛し、より豊かで暮らしやすい輪之内町にしていくために大切なことです。輪之内町の歴史に関して、昭和56年（1981年）5月に刊行された「輪之内町史」をはじめ「輪之内百話」「ふるさと輪之内」「大樽川」「開けゆく輪之内」「揖斐川改修百年誌」「郷土に輝く先人（上下巻）」など多数発行されています。

また、輪之内町文化財ガイドマップや輪之内町の文化財の本も発行されています。動画では、文化庁の地域文化財総合活用推進事業の補助を受け、平成30年（2018年）に輪之内歳時記、約13分、輪之内町の歴史・文化財・祭りなど、令和2年（2020年）にアニメ輪之内治水ものがたり、約14分、薩摩藩の御手伝普請による宝暦治水が作成。

輪之内町の観光について、歴史つながる輪中のまちかんこう輪之内のホームページにマップ、グルメ、土産物、文化財、遺構、人物、民話等の紹介。wajyu.jpのホームページ、岐阜県輪之内町輪中が息づく平らな町では、アジサイと桜並木の輪中提、大樽川、大藪洗堰跡、揖斐川沿いの列状集落の映像が紹介されています。

輪之内町の発信体制の整備と歴史、文化財学習の促進についてお尋ねします。

発信体制の整備について。

今日は情報化社会になり、インターネットを利用し携帯電話等で検索し情報を入手す

る時代です。ホームページを企画されていた観光委員会が、残念ながら令和4年度に解散されました。かんこう輪之内のホームページは当時のまま更新されておらず、古い情報が今も公開されている状況です。輪中のホームページも観光委員会が管理事務局のままです。輪之内町の魅力を発信するとても肝腎な機関です。ホームページのコンテンツはどれもすばらしいもので、町のPRに大きな効果が期待できます。現在、また今後のホームページの運営体制について町長にお尋ねいたします。

文化財の史跡の管理について。

輪之内町文化財ガイドマップには、25の史跡が登録されています。史跡の内容の説明文も含め保存、活用を考慮した適正な整備はどのように進めていかれますか。町長にお尋ねいたします。

歴史・文化財学習の促進について。

さきに申しあげましたように、町の歴史・文化財の書籍はたくさんあります。「ふるさと輪之内」は小学生3・4年生の社会科学習を進めるための副読本で、様々な資料が載せてあります。

この本を読む皆さんへ、まちの移り変わりや暮らしの様子をつかみ、ふるさと輪之内を好きになり、輪之内に伝わる文化を大切にする心と、このまちを発展させていくことができる力を育ててほしいと願っていますと最初に書かれています。

ふるさと輪之内の歴史についての中学生の学習はどのように行われていますか。低湿地地帯に位置する輪之内町の内水氾濫を防ぐ福東排水機場の見学等、町内に足を運んで現地に赴く学習はふるさとを知るいい機会だと考えますが、教育長にお伺いいたします。

今月の町報の裏表紙に、世界に語れる輪中文化、輪之内研究所（WanouchiLab）の講座募集が掲載されています。地理3回、文化3回の計6回の講座の予定です。上記の動画やホームページを活用されますと、より充実した講座になると思いますが、教育長にお尋ねいたします。

大樽川治水工事の御手伝普請は、薩摩藩による宝暦治水（1755年）は広く知られていますが、長州萩藩、岩国藩、若狭小浜藩による明和治水（1766年）の大樽川洗堰の全面改修工事は多くの方に知られていないと思います。大樽川洗堰の位置は薩摩堰より長良川口近くで、現在の長良川右岸の河川敷にあり、大樽川の締切り工事完了まで135年間役割を果たしました。昭和44年（1969年）岐阜市四谷公園に長州藩士治水顕彰碑が建てられています。ほかにも、岩代二本松藩、延享元年（1744年）に御手伝普請が命ぜられています。大樽川洗堰碑の検証をしてはどうでしょうか。町長にお伺いいたします。

○議長

朝倉和仁町長。

○町長

大橋議員の5点の質問のうち、私のほうからは3点答弁させていただきます。

まず1つ目の御質問、発信体制の整備についてお答えをいたします。

町の魅力を効果的に伝えるためには、最新情報を随時発信するだけでなく発信後の情報を適宜見直し、情報の鮮度を保つことが不可欠です。現在の町ホームページは、欲しい情報にたどり着くのに手間を要したり、内容も古いものや不要と思われるものが多いなど、必ずしも使い勝手がよいとは言えません。そのため、今年度は町ホームページの改修を予定しており、先月5月末に広報部会を開催し、掲載内容やレイアウトの刷新に着手したところでございます。今後は商工会とも密に連携し、不要な情報の整理や正確性の確認など掲載情報の精査をまいります。

2つ目の御質問、文化財の史跡の管理についてお答えいたします。

現在の町文化財ガイドマップは、平成29年3月に発行し、県史跡4件と町指定文化財25件を掲載しております。史跡の保存・活用を進めるため、本年度から順次文化財標柱を二次元コード付きの標柱へ変更しており、現地でスマートフォンなどを利用して詳細な解説を閲覧できる環境整備を進めております。今後も町文化財ガイドマップの改訂や教育委員会ホームページの文化財ギャラリーを相互に活用しながら、指定文化財の追加や町の貴重な文化遺産を次世代へ継承してまいります。

次に、大樽川事業の検証についてお答えをいたします。

先ほど、田中実議員の御質問にも関連するかもしれませんが、大樽川の治水の歴史は、薩摩藩による宝暦治水で構築された薩摩堰が破損し、その上流に構築された大樽川洗堰が長州藩による明和の治水で再築されるなど、明治32年に締切り堤が完成するまで先人たちの偉業によって成り立っております。大樽川洗堰碑の検証をしてはどうかとの御提言につきましては、現在長良川堤防敷に建立されております「大樽川洗堰之碑」の町指定文化財への追加や解説看板の設置などを検討し、約150年にわたる洗堰の歴史について、岩代二本松藩や長州藩等の功績の史実も含め、町民の皆様に理解を深めていただけるよう取り組んでまいります。

○議長

市橋肇教育長職務代理者。

○教育長職務代理者

中学生のふるさと輪之内の歴史の学習についてお答えします。

町内の重要な施設に足を運び、自らの目で見て学ぶ学習は、小学校3・4年生の社会科において副読本を活用して行っております。中学生は、小学生の見学して知識を得るという段階から一步進み、日本や世界、現代社会の課題と結びつけて探究するという段階になっていることから、地域の仕組みを基礎から学ぶ排水機場見学等は小学校段階に組み込み、中学校では持続可能な地域づくりや防災の課題について議論を深めることでより高い学習効果を期待できるものと考えます。

次に、輪中文化輪之内研究所の講座に既存の動画やホームページを活用されてはどう

かとの御提言でございますが、今年度は四郷神明神社のぞうすい祭りの見学を計画しており、輪之内歳時記の動画を使用いたします。そのほかの講座においても、資料として活用を図ってまいります。

また、主催する町文化財活用実行委員会が制作している歴史アニメ薩摩堰物語をDVD化し、学習用機材として小・中学校に配付するなど、郷土輪之内の歴史から学ぶ新たな取組にも力を入れてまいります。

(2 番議員挙手)

○議長

2 番 大橋慶裕議員。

○大橋慶裕議員

まず最初の発信体制の整備について質問させていただきます。

5 月末から更新と言いますかね、動き始められて、商工会と連携してやっていくということなんですけれども、ちょっと具体的に企画財政商工課長にお尋ねしますが、輪之内町のホームページから、観光名所など輪之内のグルメ、イベント等の情報はリンクされているのでしょうか。また、輪之内町の文化財等紹介動画が見られるようになっているのか教えていただきたいと思います。

○議長

水谷和智企画財政商工課長。

○企画財政商工課長

大橋議員から 2 点御質問をいただきました。

現在、町のホームページから観光名所のリンクが貼られているかということについてですが、現時点では個別のコンテンツにリンクを貼られているということではございません。最初の町長答弁にもありましたとおり、現在掲載内容や掲載の仕方について見直しを始めたところでございます。今後、町としては広報部会の定期開催の中で協議を進めていく中でホームページの見やすさについて一定の方向性を示していければなというふうに考えております。大橋議員のこの質問については、ホームページの見やすさに関する 1 つの提案、提言というものも含まれておりますので今後の協議に反映させていきたいと思っております。

2 つ目の質問の動画に関連しても、現在、町のホームページからの直接リンクがあるわけではなく、現在、事実上商工会が管理しているかんこう輪之内や輪中からたどれるコンテンツではございますので、こちらについても内容の見直しの中で検討していきたいと考えております。以上です。

(2 番議員挙手)

○議長

2 番 大橋慶裕議員。

○大橋慶裕議員

観光委員会のほうが今まで企画されていたんですけれども、御答弁で言いますと商工会のほうで担当されるのか、それとも企画財政商工課のほうで担当されるのか、この辺りはどのように進んでいかれることを考えられているかお尋ねいたします。

○議長

水谷和智企画財政商工課長。

○企画財政商工課長

現在としまして、先ほど答弁でも触れましたが、事実上かんこう輪之内、それから輪中に関しては、商工会の事務局がコンテンツの管理をしているというところでございます。今後の見直しの1つの方向としましては、町の掲載する情報の内容についてはどこが責任を持つのかということも焦点になるというふうに考えております。それぞれの協議の結果、このコンテンツについては今後町が、もしくは商工会が、その他団体が責任を持って更新を進めていくということになりましたら、その方向性に基づいて更新を進めていくというものであると考えております。以上です。

(2番議員挙手)

○議長

2番 大橋慶裕議員。

○大橋慶裕議員

どちらにしても見直しをされていくということだと思いますけれども、大変町のホームページというのは町の広報にとって重要な役割を果たしますので、見やすさといえますか、輪之内町の広報がより広く発信されるようなことをお願いしたいと思います。

次に、輪之内研究所についてお尋ねいたします。

WanouchiLab、今月の町報、これの表紙に載ってございましたけれども、大変輪之内の歴史を知っていただくのに重要な役割も担っていると考えておりますけれども、これは毎年継続して開催されていくのか。また講座の内容、昨年也多分実施されていると思いますが、録画されまして動画の配信等をされれば、また多くの方に、輪之内の方に知っていただけたと思いますけれども、教育課長にお尋ねいたします。

○議長

小関達也教育課長。

○小関達也教育課長

議員御指摘の輪之内研究所につきましては、地域文化財総合活用推進事業の一環で行っております関係で、令和7年度から11年度にかけて行っている事業でございます。昨年度から今年度にかけては、輪之内研究所講座ということで年6回ずつの講座を開催しております。来年度以降につきましては、同じく講座を開設いたしますが、一般講座としましては年4回程度、輪之内学研究の寄稿者による特別講座を開催予定でございます。

ます。また、動画配信等については、適宜皆様にお見せできるように配信していく予定でございます。以上です。

(2番議員挙手)

○議長

2番 大橋慶裕議員。

○大橋慶裕議員

中学校のふるさと教育について御答弁いただきまして、小学校のほうで町内の施設を巡るということで、中学生に関しては幅広いといいますか、より広く知見を広めていただく学習をされるということなんですけれども、昔は、小学生のときには遠足というのがございまして、今は何か開催されていないらしいんですけれども、小学生ですと先生のほうも管理体制が、一緒に歩くというのが大変だと思いますけど、中学生ぐらいになりますと自分のことは、個人のことは自分で恐らく管理できるような年齢だと思いますので時間があるときにでも、輪之内町の歴史でこういうところはこういう役割を果たしていますということを知っていただける機会になるかなと思いますので、行事としては無理かもしれませんが先生方から勧めていただければと思います。

あと文化財の史跡なんですけれども、町長から御答弁いただきましたが、大樽川の洗堰碑なんですけれども、史跡の目的はより多くの人々に知ってもらうことだと思います。史跡を訪ねることにより過去の出来事に思いをはせ、その場所で働いて生活を営んできた人々の思いを起こさせるしるしです。洗堰が築堤されていた場所や明和の治水に関しては、質問させてもらいましたけれども、広く知られていないと思います。平田町勝賀に洗堰公園があります。公園内にはよくできている大樽川洗堰の模型がありまして、あまり知られていないと思いますが、大樽川の当時の流れ方や洗堰がどういったものかよく分かる模型になっています。大樽川は輪之内町と海津市平田町の境に流れており、木曾三川分流工事に伴い、大樽川締切り工事により洗堰の役割は果たされましたが、明和治水と大樽川洗堰の功績は宝暦治水と同じ役割を果たしております。岐阜県と海津市と協議していただきまして、大樽川洗堰の知名度向上を計らう必要があると考えますが、町長に御答弁をお願いいたします。

○議長

朝倉和仁町長。

○町長

先ほど、田中実議員からもこの宝暦治水について御質問がありまして、やはり改めて本当に町民の皆さんにとって宝暦治水というのはいわゆる本当に町のDNAになっているのかなというようなことで、本当にこの保存と後世へのいかに伝えていくかというのが大きな課題ではないかなというふうに思っております。片方で、やっていかないかんというのはあるんですけれども、じゃあ改めて本当にどうやってやっていくのかという

ますと、なかなか計画的にこれまでやってきたかといいますと、なかなか計画的に総合的にやるような体制になかったと。

例えば今回補正で史跡の、文化財の維持費ということであれですけれども、補正を出させていただいています。あれも、実は地元の方からこの文化財のここが壊れているけれども町は知っているかと、いつも点検しているのかという話があつて、改めて現場へ行って、これはいけませんねということで急遽今回補正を出させていただきました。そのときにその関係者の方が言われるのはやっぱり計画的に、この宝暦治水に限らず文化財を計画的に中長期的に守っていく、保存していく、伝えていくという、計画的にやっているのかと、そもそも文化財もちゃんと職員は点検しているのかというような御指摘がありまして、なかなか少ない職員で全ての文化財を常時点検するというのは難しいですけれども、少なくとも、例えば地元の皆さんからここがこういうふうに壊れているから直してくれというのをトータルに一覧表にして、じゃあそれぞれその破損状況が悪いから、ここが一番ひどいからここを順番にやっていきましょうねという、そういう計画的にやっぱり文化財を守っていくというのがまず必要なのかなというようなことで考えております。

その上で、宝暦治水につきましては、今、先ほど答弁させていただいたように去年から国の補助をいただいてやっておりまして、いかにPRしていくかということであれなんですけれども、今年やる事業もどちらかというと座学が中心ですので、これは5年計画、5年間一応国に採択してもらった事業ですので、5年のうちのこれで2年は座学が中心ですので、やっぱり座学も大切だけれども外に対して発信をしていかないかんだろうというようなことで今年の途中、来年度以降はいわゆる情報発信をしていかないかんのかなというふうに思っております。その中で、もちろん中心になるのは洗堰の話であり、輪中提の話であり、大樽川の話でありということが中心になってくると思いますので、そちらのほうの情報発信については国の、先ほど答弁させていただいたように文化庁の了解が必要になってきますけれども、ある程度町としてそういう情報発信みたいな形ができるようにその補助金が使わせてもらえるのかどうか、そういったところも協議していきたいなというふうに思っております。

御提案の海津市との協調というのは、何年か前にずっと海津の市長と何か会ったりすると、いつも薩摩義士、何年か前にNHKの大河でというような話もありましたし薩摩義士をもっとクローズアップしていかないかんねというようなことはいつも話はしております、こういう言い方は悪いかもしれない、海津市に比べるとちょっと輪之内のほうはちょっと熱が、温度が低いもんですから、その辺一緒にという感じではなかなかあれなのかもしれないですけれども、常にそういう話はしておりますので、今後も機会があるごとにいろいろと検討はしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

(2番議員挙手)

○議長

2番 大橋慶裕議員。

○大橋慶裕議員

宝暦治水に関しては多くの皆様が知っておりまして、大樽川洗堰、これは明和治水でございます。町民の方も知られているかどうか分かりませんが、大藪の洗堰碑、あれは薩摩藩による宝暦治水の碑でございます。

長良川の堤防沿いにあるんですけれども、それは大樽川洗堰碑と申しまして明和治水でございます。また、それに関しては地元の組合の方が堰堤された後に長州藩の方が全面改築されて、150年近く役割を果たしているということです。まず町民の方に洗堰碑というのは1つではないということですね、2つありますよとそういうことを知っていただく必要があるかと思ひまして質問させていただいたわけでございます。町長の答弁をいただきましたので、大樽川洗堰碑のほうも知名度向上に努めていただければと思います。

最後に輪之内の史跡、まず中学校のグラウンドから弥生式土器が発見されております。これは多くの方が知ってみえるかと思ひますけれども、まだまだ知られていないことも多いかと思ひますので、また民間のほうでも今年で15年活動をされていらっしゃるけれども、輪之内学研究所というのも民間で大変それはすばらしい歴史の研究もされておりますので、また教育委員会と連携しながら輪之内町の歴史について振興をしていただければと思います。

以上で質問を終わります。

○議長

それでは、大橋慶裕議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。11時ちょうどから再開いたします。

(午前10時43分 休憩)

(午前11時00分 再開)

○議長

では、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

5番 浅野進議員。

○5番 浅野 進議員

2点について質問をいたします。

全て町長に答弁を求めます。

県道安八・平田線と平行している東江川の雑草対策について質問します。

これについては、以前質問をして対策をお願いし、防草シートを工事していただきました。楡保南部自治会から大変喜ばれておりますが、あと半分は未完成であり、いつ着

工されるのかとの声もあります。今年は、5月24日に草刈りが終わったばかりです。あと3回草刈りが予定されています。早急に工事に着手してください。

もう一点は、議会全員の提言について質問します。

令和7年と令和8年に町長に提言が届きました。令和7年度の提言は教育施設についてです。主に学校の統廃合と廃校跡地の活用について提言をいたしました。現在、どこまで行政内部で検討が進んでいるのかお尋ねします。児童・生徒の数がどんどん減少している今日、親は大変心配しております。明るい展望を早く示してほしいと願っております。

以上、質問を終わります。

○議長

朝倉和仁町長。

○町長

2点、お答えをいたします。

まず1点目、東江川の雑草対策についてお答えをいたします。

東江川の防草シート設置工事につきましては、地域の皆様の負担軽減と交通安全上の観点から実施いたしました。地元自治体の皆様が喜ばれていると伺い、改めて効果を実感しているところでございます。

今後の見通しといたしましては、早期の工事着手に向け、現在、担当部局において具体的な調整を進めております。町といたしましては、住民の皆様が安心して暮らせる環境を確保できるよう、これからも取り組んでまいります。

次に、令和7年3月に議会人口減少対策特別委員会から御提出いただきました提言についてお答えをいたします。

近年の出生数の減少に伴い、将来的に児童・生徒数の大幅な減少が見込まれております。推計では、令和13年度には福束小学校84人、仁木小学校87人、大藪小学校138人、中学校180人となる見込みで、学校規模の適正化について検討を進める必要がある状況となっております。

このため、教育委員会では、令和8年度から学識経験者、各学校の運営協議会、小・中学校及び各こども園の保護者、議員の皆様、区長、学校関係者等の各代表者から構成されます今後の学校のあり方検討委員会を設置し、そのメンバーから御意見を伺いながら、本町の将来を見据えた学校教育環境の在り方について協議を進めてまいります。

検討委員会では、学校の配置や教育環境、安全な通学体制、地域との連携などに加え、学校施設の跡地に関することも協議事項として位置づけております。

議員御指摘の廃校跡地の活用につきましては、議会提言におきましても早期検討の必要性が示されているところであり、仮に学校統合等の方向性が示された場合には、地域の意見を十分に伺いながら、防災、地域コミュニティ、公共施設利用、民間活力の導

入など、様々な可能性について検討してまいります。今後は、検討委員会での議論内容を定例委員会や総合教育会議に報告するとともに、パブリックコメントなどを通じて保護者や地域住民の皆様の御意見を伺いながら慎重に検討を進めてまいります。

(5番議員挙手)

○議長

5番 浅野進議員。

○浅野 進議員

そこで、町長、大体いつ頃をめどにこの問題は実施されるような考えを持っておられるんですか。

○議長

今のは2番目の質問ですか。

○浅野 進議員

はい、統廃合です。

○議長

朝倉和仁町長。

○町長

ただいまの御質問ですが、まさしくそれをこの検討委員会の中で検討していくということで、まず検討委員会そのものにつきましては、できれば8月ぐらいから、8月に第1回を開催して、全くまだ担当レベルの思いではありますが、8年度、9年度、2か年かけて一定の方向性を出せればというふうに考えております。ただ、その進め方とかスケジュールなんかも含めまして、基本、まずこの委員会でどういうふうに進めていって、何をどういうふうに、誰がどういうふうに進めていくということをまず議論していただくものだと思っております。以上です。

○議長

では、浅野進議員の質問を終わります。

続きまして、9番 田中政治議員。

○9番 田中政治議員

続いて、一般質問をさせていただきます。

新緑が目にも鮮やかに映る季節となりました。6月2日、台風6号の襲来も被害がほとんどなく安堵しました。この地方は地震、大雨とか大きな自然災害からうまく逃れていると思えてなりません。

今回は自然災害に備えて、また再ほ場整備の進め方について質問をいたします。

1. 自然災害に備えて。

町が目玉事業である大吉地区にある大規模防災拠点も、いよいよ完成間近となりました。多くの運用の在り方について検討を重ねてまいりましたが、一向に内容がよく

分からないので、私たち町民に分かりやすく説明をしていただきたいと思います。

まず、運用開始はいつからですか。

屋内、屋外における収容人員は。

テント生活ができるスペース及びテントの貸出し可能数は。

車中泊にて生活できるスペースはどうでしょうか。

生活に必要なトイレ、風呂、シャワー等の設置、その状況についてはどうでしょうか。

飲み水、また自家発電設置状況は、これは太陽光を含みますが、以上お尋ねします。

また、町内における避難所の場所、収容人員、生活に必要な設備状況について、全部お答えをいただきたいと思います。集会所は除きます。

2番目に、再ほ場整備事業の進め方について。

現在、町内約48%の農地のほ場整備が終了し、さらに楡俣南部、里、福東、福東新田と今後多くの地域から再ほ場整備の要望が上がっていると聞いております。町の発展には創設非農用地が必要だと言われ、必ず非農用地が設けられます。農地所有者から見れば、通常的地価より10倍ぐらい高く取引され、大変魅力的であることも否定できません。農地の再開発整備における大きな留意点を上げてください。施工方法についてもお願いします。

1つ、農業を取り巻く環境対策についての考え方は。

次に、非農用地に対する考え方、市街化区域、市街化調整区域のすみ分けは今後あると思われますか。

以上をお尋ねします。

○議長

朝倉和仁町長。

○町長

田中政治議員から大きく2点についてお答えをいたします。

まず1点目、自然災害への備えについてお答えをいたします。

初めに、現在整備を進めております大吉地区の防災拠点について、本施設の運用開始日は令和9年4月1日を予定しておりますが、それ以前で、もしもの緊急時には建物、敷地の開放はいたしますし、施設の維持管理等も含めて町として随時使用することとしております。

収容人数は、屋内150人、屋外2,780人です。

テント生活用スペースは約2,500平米で、貸出し可能なテントは300張を備えております。

車中泊用のスペースは約640台分確保し、トイレは管理棟内のトイレに加え、屋外にマンホールトイレ10か所設置しております。

入浴施設は常設してはおりませんが、災害時に防災協定を締結しておりますNPO法

人に設置の協力要請を行う予定であります。

飲み水につきましてはペットボトル水の備蓄を順次行い、自家発電設備については軽油により約62時間の発電能力を有しております。

次に、町内避難所の状況について。

町内には14か所の第二次避難所があり、詳細につきましては昨年4月に全戸配付させていただきました輪之内町防災マップに掲載しているところでございます。これら避難所の合計収容人数は2,405人を想定しており、想定最大規模の災害におきましても3日間の避難生活を送れるだけの備蓄品を備えております。備蓄品の確保や受入れ体制につきましては、さらなる充実を図る必要があります、今後防災訓練等を通じて、実践的で実効性の高い防災体制の構築に努めてまいります。

続いて、再ほ場整備事業に関して複数の観点から御質問をいただきましたので、順次お答えをいたします。

まずもって、再ほ場整備の目的は、農地の大区画化や農道、用排水路を整備することで農作業の効率化や生産コストの低減を図るとともに、担い手への農地集積・集約化を進め、将来にわたり持続可能な農業経営を実現することにあります。近年では、農業従事者の高齢化や担い手不足が進む中、限られた担い手が効率的に農業経営を行うためにも、農地の再整備の重要性はますます高まっているものと認識しております。

事業を進めるに当たっては様々留意すべき点がございしますが、議員御指摘の環境への配慮も重要な課題でございます。工事期間中においては、濁水の流出防止対策を適切に実施し、環境との調和を図る必要があります。

また、本町の農業はただ単に食料生産という役割を担うだけでなく、生物の生息環境の保全、さらには美しい田園風景の形成など多面的な機能を有しております。その上で、農業施策を進めるに当たっては生産性の向上だけでなく、農業が有する多様性に配慮することが重要であると考えております。近年の事業では、生態系に配慮した環境配慮型水路の導入など自然環境との共生を図る取組も進められております。本町におきましても、国や県の施策と連携をしながら、農業振興と環境保全の両立を図ってまいります。

次に、非農用地に対する考え方についてであります。

町では、これまでは場整備事業を行うに当たって地域振興の観点から経営体育成基盤整備事業を活用して非農用地を創設してきましたが、県からは最近、優良農地の確保と農地集積を推進する観点から、非農用地を設けない農地中間管理機構関連農地整備事業の活用が推奨されてきております。

本町といたしましても、農地の保全は極めて重要であると考えておりますが、地域経済の活性化や雇用の創出につながる企業誘致を進めるためにも、一定の産業用地の確保も重要な行政課題であります。町内全域が農振地域で、農地以外の土地利用が容易でない本町におきましては、非農用地の創設につきまして、農地保全と地域振興の双方の観

点から必要性を十分検討し、判断してまいりたいと考えております。

最後に、市街化区域、市街化調整区域のすみ分けについてお答えをいたします。

繰り返しになりますが、現在、本町は全域が農業振興地域に指定されておりますので、市街化区域、市街化調整区域の区分、いわゆる線引きにつきましの議論は想定しておりません。今後の再ほ場整備に伴う非農用地の活用にあたっては、あくまでも現行制度の枠組みの中で、本町にとって最も効果的でメリットのある手法を検討せざるを得ないものと考えております。

(9 番議員挙手)

○議長

9 番 田中政治議員。

○田中政治議員

それでは、再質問をさせていただきます。

運用開始は来年の4月1日で、それ以前でも何かあったときには使用できるという体制であるというふうに今御答弁いただきましたし、全部で2,405人という数字が多いのか少ないかということでは議論があるのかなというふうに思うんですが、ということは町長がおっしゃった町が発行しているマップも、地震では非常にどこにおっても危なくないところでいいんですが、水害対策、輪之内は揖斐川、長良川に挟まれた輪中地帯ですので、昔から非常にその闘いの中で歴史があるということですが、今でもそれは解消されたわけではございません。徳山ダムができたり、いろんな大きな事業が完成をしましたので比較的その難からは逃れやすい状況にあるということは分かるんですが、1つ気になるのは、水害の場合、第一次避難所が堤防の上というのが松内、藻池、福東、福東新田、塩喰、要するに揖斐川に近いところの集落の方は揖斐川へ逃げよと、それが町のマップに記されております。揖斐川に逃げていって、自分のおるところって大丈夫なの。そして、そこで人員の点呼とかいろんなその責任者は誰がやるの、藻池はここ、福東新田はここというふうに線引きするんですか。

恐らくごちゃごちゃでなっておる状況の中、非常時ですので、特に訓練とあればいいんですが、訓練じゃないときにはもう誰も彼もがそこへ上がっておるということで、そこで食事とかいろんなことに対して自助・共助、公助の手前ですよ、それを揖斐川へ上がっていけと言って、それで自分たちで何をやれということですかね。無論トイレもありませんし、揖斐川、私も経験がありますが、水が出たときの恐ろしさは、あの川幅を見たら足がすくんでしまうぐらいの川幅ですよ。そして、堤防から手が洗えるくらい水が上がってきます。そうすると、小さい子供もみんな上がりますので、そうすると危険性もありますし、珍しいので見に行くこともあるでしょう、今の子は経験がありませんので。私たちのときは時々揖斐川に逃げた経験がありますのでその怖さもよく分かっておるんですが、時代に合った避難体制が本当にできているのかと。あのマップを見る

限りでは、確かにそういうふうには指定されておりますが、あのとおりやっていいのということが非常に懸念されます。

そして、地震も、今回の私が言いたいのは、防災訓練にしても今年はやらないような方向でどうも進んでおる。要するに、自助・共助を中心に地域で防災を考えよということが中心になっておるように、私も先般の区長会のほうへ出席させていただいた折に、やらへんの、いつも9月1日ぐらいに防災訓練を全庁挙げてやっておるんやけれども、それすらどうもないみたいですねという話も聞きましたし、これで本当に防災を行政が皆さんに周知徹底して守ろうという姿勢になるのかと。

先般、あれはたしか愛知県の海辺のこども園のことで、テレビか何かで聞いたんですが、送迎しておるときのこども園のバスでも園児が、今地震が来たやで津波が来るかもしれんよという想定を時々やるそうです。すると、子供たちはまず頭に手をやったりして、まず身をかがめ、バスの中でも安全なところまで着いたら、すぐに降りて高いところへ、とにかく高いところへ行くというそれを、忘れないうちに忘れないうちに訓練をやる。そのくらいやっぱり気をつけておるところはやっているんですよ。

輪之内は、うちの区でもそうですが、区単位の訓練、先ほどの質問で25区のうち17区はやっておみえになるというふうに聞いておりますが、全部やらないのにそこで町もやらない。本当にこれ、災害があるとかないとか以前にそういうことに対しての備えはできていますかね。なぜやらないの、なぜできないの、メニューはどういうメニューでやっているの。防災士さんに一生懸命力になってやっていただくということで、うちの防災士もいろいろメニューを考えて、今度やりますと言ってくれているので非常に心強いんですが、そういう防災士さんにもきちっと組織をついて、地域は地域で守るんだという町のお考えなら、徹底的にやっていただかんとこれは駄目やないかなと。

それで、以前に黄色いフラッグ、無事ですというフラッグを全町に配付をいただいたと思うんですが、あれすら本当に今どうなっているの。あれはどういうときに出すの。それは、町の防災訓練をやったときに表に出して、私の家はみんな避難が済みましたよと最後の人が表の分かりやすいところに掲げて、その中へー々ええですかと言っていかんでもいいようにああいうものが全戸に配付されているにもかかわらず、それすら使われたような形跡が、ないとは言いませんが非常に少ない。それは、輪之内町の町民の皆さんもそうですが、非常に温度差があり過ぎるんじゃないか、もっとそれに対して訓練という名の訓練を、訓練できずして本番にはできませんよ、多分。訓練で終われば一番いいことですよ。ですが、その訓練すらできていないということは非常に懸念している、だから、そういうことについても一度そういうことをお考えいただきたいと思うんですが、管理課長はどうでしょうか。

○議長

松岡博樹総務危機管理課長。

○総務危機管理課長

田中議員からは防災訓練の在り方についてということで御質問いただきました。

おっしゃられるとおり、防災マップですとか防災計画等をつくっても、住民に正しく理解されて避難行動に結びつかなければ目的達成にはなりません。御指摘のとおり、全体での防災訓練は今のところ、ここ最近実施しておりません。それは説明しましたとおり、自助・共助の重要性、災害時には公助が手を差し伸べるには時間がかかるのでまずは共助からということでお願いしているところでございます。

そこで、今回防災拠点が整備されるのを機に、一度私の中では全体の防災訓練をぜひ実施したいと考えておりますので、また引き続き自主防災組織への訓練の徹底等を行って防災意識の醸成に努めてまいりたいと思います。

(9番議員挙手)

○議長

9番 田中政治議員。

○田中政治議員

課長の御答弁は当然だと思うんですが、ここで大吉の、例えば防災拠点を一つに取って話をしているんですが、あそこの拠点へ行くのに水害、要するに堤防がかなり危ないよとかと言ったときに、内水もかなり水がたまっているよ、避難の道路、マップには道路の指定がなかったと思うんですが、何が言いたいかというところ、あそこ行くのには、知っておる人は荒川医院さんの前の道を恐らく突き抜けて防災拠点のほうに向かっていくと思うんですし、西幹線はあちらからもこちらからも突っ込みやつこで、恐らく堤防の上はあそこで交通整理が必要なぐらいの車が多分いつときに集まってくるんじゃないかというふうに思われます。そうすると、大吉の方も家からも出られんような状況になってしまうとこれはその地域の方が非常に困られるようなことではよろしくないのもう少し大規模な、防災拠点に行く道のルートをきちっとルート指定して一方通行にするとかいろんな方法があるでしょう。そういった災害時における交通体制の整備もやらないと、逃げろはいいんですが逃げ損なって死ぬということも結構多いので、そういうことも特に注意をして道路の整備も進めていただきたいと思います。

それから、あそこで、今9年4月から運用開始やといって、それ以前にも必要であれば開放しますといって御答弁いただきましたが、それならばいつ頃からそういった訓練が、地域訓練をあそこでやりたいんやと、例えばテントの張り方、車の車中泊の勉強、いろんなそういうこともやったらできんのやと。できましたよでは恐らく何ともならん、区長が知っておただけではこっちも何ともならんので、やっぱりそこで地区の防災訓練を、地区単位もあそこの中をうまく利用しながら皆さんで使いながら勉強していただくということが大事やないかなと思うんですが、そういう計画はあるんでしょうかね。

道路のことと今の使用に対する訓練についてのお考えがあれば、教えていただきたい

と思います。

○議長

松岡博樹総務危機管理課長。

○総務危機管理課長

まず防災拠点への交通ルートの確保につきましては、現在防災マップでもそのようなことを示した地図はございませんので、今後アップデートして皆さんに分かりやすいような避難ルート等もつくっていきたいと思っております。

また、防災拠点を利用した自主防災組織の訓練につきましては大変歓迎でございますが、今年度外構工事の予定をしておりますので、その工事の影響がない範囲であれば利用することは可能と思いますので、また訓練の相談を受けた際にはその辺の調整をさせていただきますと思います。以上です。

(9 番議員挙手)

○議長

9 番 田中政治議員。

○田中政治議員

あその中で今課長がおっしゃったみたいに、なるべくなら25区の皆さんがやっていただけるように、順番に地域からやっていただけるように段取りしていただきたいと思ひますし、ほかの14か所、要するにあと13か所なのか知りませんが、指定された地域はどのようにその運用がされるんやと、大規模防災拠点にややもすると目が行ってしまつてそこに逃げられるところ、要するにもっと言えば大藪のほうとか福東のほうとか南波とか、要するに遠く離れたところの方はなかなかそちらのほうまでお見えになることが難しい場合もあると思うんですが、そういうほかの地域の方に対して拠点を中心とした訓練が今後されていくのかどうかというふうに、その各地点においてはその特色があると思うんです。そこでは駐車スペースが少なかつたら車中泊が無論できませんし、設備的に部屋の数とか人員の数とかいろんなものの制約もされるでしょう、そういった中の訓練をやっぱりされていかないとこれ、絵に描いた餅ばかりではどうにもならないと思うんですが、どうでしょうか。

○議長

松岡博樹総務危機管理課長。

○総務危機管理課長

避難所施設の運用につきまして御質問いただきました。

おっしゃられるとおり、今回整備する防災拠点につきましてどここの地区の方は来てはいけませんよとかそういった色分けは当然いたしませんし、大藪地区であれ、福東地区であれ、仁木地区であれ、皆さん災害時には避難できる方はしていただきたいと思ひます。また、こういった施設があるということを町民の皆さんにも広く知っていただ

きたいというのがありますので、随時見学ですとか、訓練には有効に使っていきたいと思っております。差し当たって今度、区長会等を防災拠点で開催するような計画もございますので、広く住民に周知していきたいと思っております。

(9番議員挙手)

○議長

9番 田中政治議員。

○田中政治議員

それではこの関係は最後にしたいと思うんですが、何でも区長会、何でも区長会と区長さんを頼るのは結構ですが、区長と云って体は一つなんで、やっぱり地域の中、区の中の体制づくりを、それは区長中心にしてやらないかんですが、そういうことに対する指導をきちっとやらないと、何でも区長に投げていけばええ、それではちょっと区長もかわいそうなんで町のほうからは区としてはこのような体制をやってと。要するに、何かというと先ほど浅野さんの質問の中に弱者に対する方の救済方法というのも多分お話しになったと思うんですが、私みたいにさっきからつえをついておる者もおれば本当に車椅子がなければあかん人から年寄り、いろんな人がおるんです。基本的には元気な人であれば問題ないでしょうが、やっぱり各これだけ高齢化してくると、輪之内の高齢化率を見ても老人の方が非常に、私も老人ですが、そういった方が非常に多くなってきておる、これからももっと多くなるでしょうという中で自助・共助をどう捉えていくんやと。

そういうところや避難所へ行っていただくについてどうやってやっていこうということも区長さんに頼るのであれば、区長さんとか福祉委員さんとかいろんな民生委員の方とかお見えになる中で要するに自分の場所に合った、どこへ逃げていくんやと、あそこは2階にしか上がれんとかいろんな状況があると思うんですが、そういったのを踏まえて想定をしながら実のある体制づくりを町も一緒になってやっていただくことが大事なかなと思うんですが、どうでしょうか。

○議長

松岡博樹総務危機管理課長。

○総務危機管理課長

ありがとうございます。

自主防災組織の代表ということで、区長さんにはいろいろお世話になりまして頭が下がるところでございますが、毎年の自主防災組織訓練を実施するに当たって、どういった訓練があるかとかどういった物資があるかという御相談を受けながら、打合せをしながら現在訓練を実施しているところでございます。その中で、災害弱者について、先ほど浅野議員の質問にもお答えさせていただきましたとおりの対応策、誰が担当するか等の役割決め等も含めて訓練に組み込んでいただけますよう、今後周知していきたいと思

います。

(9 番議員挙手)

○議長

9 番 田中政治議員。

○田中政治議員

防災はお互いの命を守るためには喫緊の課題であり、あってはならないことのための訓練なんでこれはやっぱりきちとやっていただける方法を、区長さんだけにお願いするのではなくて行政のほうも一緒になってつくり上げていただきたいというふうに思います。

それから、次に移ります。

再ほ場整備の進め方ということで御答弁いただきましたが、これはどういう観点でやっているかというところと集約化、大区画化、生産コスト。これは農業者に対するほ場整備ですので当然であろうかと思うんですが、この環境に優良農地から非農用地を創設、これをどうしてもつくらなかと、どうしてもつくらなかんことないんやけれどもどうしても、つくらないと皆さんの賛同は恐らく恐らく得られないんじゃないかなと。

私も農業者ですのでそういう場になったらそういうふうに考えると思いますし、私たちのほ場整備はもう既に20年以上も経年しておりまして、今ほどその創設非農用地ということに、つくってはありますが、開発公社からはほかれて自分たちでやらん限りは開発できず一応そうやって造ってあるだけで何もそのままですから、工事が入っておりませんので、暗渠排水もなければ、辛うじて用水対策としてパイプラインから水が1本、2本という形ではありますが、ただ米が作れるというだけで全く作りにくい状況のままです。それが二十数年来ておるんです。

それで新しくできるところは創設やと言うて、どんどん10ヘクや15ヘクやという面積をこうやって優良農地を潰してやっていく。それで今までやったところはそのまんまほったらかし、前にもこういうことを何回か言っておるんですが、解決の糸口すら分かりません。

これは同じほ場整備でやったのであれば当然そういうことについても最後まで行政も一緒になって、開発公社がそういう塩漬けみたいになっておるところも一緒になってやっていただけるような方策はないのかと。

一時期、公拓法もどうもうまくいかんようになったという時期がありましてもう駄目だよというところから、また創設非農用地であれば開発公社が乗り出していけばええですよというふうにまた途中から変わってしまっていて非常に今の農業関係者は潤っておるのではないかなというように、私はやっかみ半分で言っておるわけですが、そのような気がします。

それで、創設非農用地をつくらなあかんというやつから、今先ほど答弁の中にこれか

らはやっぱり農地の保全、要するに大区画化、それから次の農業経営者へつなぐ一つの方策としてほ場整備をやるんだということで、だんだん難しくなるよと言われるんですが、それは言うておるだけで恐らく地権者の理解が得られなかったら、得られないということは何やと言うたら創設非農用地はどうなっておるんやというのは絶対頭に最初について回ると思うんですが、そこで、新しく農地の拡大をするときに1つお尋ねしておきたいのは前のオープンの排水路から用排分離になるので今は道路の中に排水路を設ける方式を採用しておみえになるというふうに聞いておるんですが、どうでしょうか。

○議長

西脇元彦農業振興課長。

○西脇元彦農業振興課長

田中政治議員さんの質問に対してお答えいたします。

現在のほ場整備の工法の中に、楡俣北部でもありますし四郷南部でも計画されております道路の中にある排水路の件なんですけれども、あれをやることによりまして、通常なら新しい排水路を造ってその敷地も要りますし、そういうものがなくなって草刈り等もなくなるということもメリットですし、また田んぼの広さも道にしたことによって確保できるというようなメリットがあるというふうに聞いております。以上です。

(9番議員挙手)

○議長

9番 田中政治議員。

○田中政治議員

そのとおりだと思うんです。

ですが、それは先ほどから聞いておる環境に対しては大きなマイナスやないですかね。何が言いたいかというと、真っ暗の中に輪之内町の大事な資源でありますカワバタモロコとそれとか水生植物、もう一つ言えばそこに教育委員会の代表の方がお見えになっているんですが、福東新田においては以前は二枚貝とかカワニナとかいうのが、ちょうど真ん中にきれいな水路が、井戸があるので流れておったと思うんですが、ずうっといつでもちょろちょろときれいな水が流れておるところが1本あって、そこにはそういった古来の生物、それは何かというと蛸もついでにその中に飛び交うという一定のものがあるんですよね、そういうものもほ場整備をやると全部なくしてしまう。

そんなトンネルみたいな中で何が育ちますか、カワバタモロコもその中ですみますかね。

町が町の大事な生物やといいながら、すめないようにしてしまっただけで農作業だけに力点が置かれて秩序ある環境に全く配慮がされていないんじゃないかと思う。それはさっき課長がおっしゃったみたいに農業のためのほ場整備であって、自分たちだけがよければええというのに手を貸しておるだけで、輪之内町全体、自然を売りにしている輪之内町の

ものを駄目にしていくんやと、一緒になって駄目にしていくんやと、自然は輪之内からなくなるんやと。

きれいな美田は残りますよ、きれいな田んぼは残りますよ、それだけじゃ駄目でしょう、だから環境ということを私は今回特に取り上げたのは、もう一つ言えばビオトープ。

役場の北のほうに菜園があると思うんですが、あそこに10本か20本か知りませんが大きな木に育ったところにビオトープが造ってあったと思うんですが、あのビオトープでも何のために造ったんですか。

それから、そこにある光輪橋にも浄化装置みたいなものがあったり、それから花いだがあったり、以前はもう少しそういう環境に対してみんながこぞってやっておったような気がするんですが、全てそういう形のものに置き換わってしまって、環境というものは名前こそあるんですが全くそれには配慮がなされておらんという、僕にはそういうふうに映るんですが、これは道路の中に排水管を埋めてやる施工について先進地はどこにあるか知りませんが多分見に行っておみえになると思うんですが、そこでは何が起きておるのかと。それやったら、1本置きにオープンを造ってビオトープ的に自然のものとそれから今の農地を少しでも、増やせとはいいいませんが有効に使おうという努力とがうまく調和されたほ場整備ができておるのか、そこら辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長

西脇元彦農業振興課長。

○農業振興課長

田中議員の質問にお答えします。

カワバタモロコ等の生物等がそういう暗渠排水によって育っていかないというか過ぎていけないんじゃないかという話もあるんですが、今、楡保北部の中でも環境配慮型水路というのがありまして、場所はメゾン本戸のところの東側のところで140メートルの区間なんですけどその中に環境配慮型水路というのがありまして、プレハブ水路の横側にU字溝を据えましてそこに水草を生えさせると、そこで魚たちが卵を産んだりするというような環境配慮型の水路もやっております。それが楡保北部でこれは1か所なんですけれども、四郷南部のほうでもまたそれを予定されているということでもあります。

議員さんが言われるのは、それは1か所じゃなくて全体的なことを言われていると思うんですけれども、なかなかこれは本当に議員さんが言われるとおり、ほ場整備というのは本当に農業者から見たもの、いわゆる農業の効率化というのが一番の視点でつくられているものでありまして、なかなかそのバランスが非常に難しいところではありますが、環境配慮型水路につきましても岐阜大学の伊藤先生から御助言をいただいて、なるべくカワバタモロコとかそういういろんな輪之内特有の生物が集中しているところに造

りなさいというようなことで設置しておりますので、非常に難しいんですけど何とぞ御理解願いたいと思います。以上です。

(9番議員挙手)

○議長

9番 田中政治議員。

○田中政治議員

今課長からは環境型、配慮した水路を造っているよということですが、100メートルや200メートルのそんな小さな水路を造ったってそんなもん輪之内の、要するに上から下まで、こんな長い輪之内町の中で1本か2本、要するに西江川とか中西江川とかそういった河川にはきちっとそういうものが、そういうところで失われたものをそこできちっと育てながら環境もみんなで守るというものをつくっていかんと。

中江川でも今林議員が桜はきれいなので頑張ってやれよと言われるんですが、桜はきれいやけど流れ出る水は泥水みたいなどろんとしたもので桜のシーズンが来ても船すら、大垣の水都みたいに川船が動くくらいきれいにしたわけでもなく、ただやっておるだけ、それでは何のためにこれをやっておるんやと思うんですよね。

もう少し本腰を入れて、要するに環境は環境、農業施策は農業施策、きちっとした全体図は描けないのかと、その地域地域だけの絵を描いて行き止まりみたいなものばかりつくったって僕は駄目やと思うんですよ。

それが行政の仕事や、行政が上から見て、ここの水路は1本こうやって季節を通して大樽川まで下から魚も上ってこいというてそういう水路を2本か3本はきちっと整備されないと。行き止まりみたいな100メートル、150メートルをやっていますよではそんなものはアリバイづくりで何も意味もなさんと私は、ちょっと言葉がきついかもしれませんが、やるならそれが行政の仕事。

地域は米作りをやりたいので一生懸命それについて手を挙げる、その間に立ったとき、行政としては輪之内はこういう環境対策の河川が欲しいんや、皆でこれを取り入れてやっていただけるもんならどうでしょうかというものを地域任せにしておるでこうなるのや。

何のために行政がそこの中におるんですか。ただの申請書の代理人でおるだけかな、そんなもんで駄目でしょうが。それが求められるものではないかなと私は思います。

そういうことについて、これは課長に聞くよりも町長か副町長に聞いてもう少し範囲を広げて上からそういう目線で、こんなやつはどうやろうなというふうなお考えもしていただけるならええかなと思うんですが、どんなものでしょうか。

○議長

朝倉和仁町長。

○町長

なかなか難しい問題だと認識しております。

以前どこかでお話しさせていただいたような気もするんですけども、例えば中江川、先ほど桜並木がきれいで川はどぶ川でということで、中江川も10年ほどずうっと定点調査をやってきました、汚いけれども水は悪くないとそういう結論ははっきり出ております。

ただ、やっぱり輪之内は北から南まで、上流から下流まで営農、田んぼをやっていますし、中江川そのものが流れがあればいいです。大樽川もそうですけれども、流れがあればいいんですけども、やっぱり流れません。県なんかに言わせても、例えば大樽川はあれは大きな池だからということで流れがあれば、そのために例えば中江川も一番上流にポンプでやって、農業のない時期にはきれいな水が流れるんですけど、農業をやっていますと、今さらこんなことは説明するまでもないんですけども、やっぱり農業をやると川は汚れます。じゃあ、それを一切川に流すなと、流すのは例えば東江川だけにして中江川には一切流すなということが果たして言えるのかどうかというようなことで、先ほどからカワバタモロコの保護条例をつくってモロコが死んでしまうような施策は、もう本当にそのとおりだと思っております。ただ、カワバタモロコもこれからきちっと保護していこうと思うと今の水路に勝手にすんでおってくれというわけにもいかないのかなと。やっぱり、ある程度場所を決めて、本当に真剣になって保護していかないと多分モロコも保護できていないのかなということで、すみません、取り留めのない答弁になって申し訳ないですけど、やっぱり農業と環境の共生というのは輪之内みたいな地形は本当に正直難しいなというのが思いでございます。その上で、それじゃあいかんだろうということで検討はまた引き続きさせていただきたいと思います。

(9番議員挙手)

○議長

9番 田中政治議員。

○田中政治議員

手短に。

町長がおっしゃいましたように農地なので、今は6月ですが6月から9月、3か月間は田植をやったりしまして、特にいかんのは7月までで、7月になったらもう水を入れ替えるだけなんで泥水は比較的少なくなって、本当に一年を通じて10か月ぐらいは恐らくきれいな水になると私は思っておるんですが、その間にもカワバタさんだけじゃなくてコイもフナもナマズもいろんな川魚がたくさん輪之内には豊富にありますし、各筆のひもを上げれば揖斐川から上ってきます。

そういった関係である程度の水の流れをつくるということは、僕は前から言っておるみたいに、高いところに井戸を掘ればポンプで上げなあかんのやけれども、川底に掘ったらどうやと二、三本大きいやつを掘ったら、ひとりでに川底なら水が湧き上がって年

中水が流れておるで電気代も要らへんやないかと言うてもそういうことには全く着目されずにくむことばかりなんで、もう少し本当に本腰を入れてどうなんやいうことをお伺いしたいと思うんですが、建設課長どうでしょうか。

○議長

長屋弘明建設課長。

○長屋弘明建設課長

ただいまの御質問は川底に井戸を掘って自噴させることができれば川が、3本ぐらいと言われましたが、きれいになるのではないかということでございましたが、まずその可能性は検討する必要があるとは思いますが、まず今現状1本の井戸でなかなかきれいにはなっていないという状況に対しまして、何本掘れば結論が出るのかというところについては今後の課題として検討を継続させていくべきではないかと思えます。以上でございます。

○議長

時間が来ましたので、田中政治議員の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

○上野賢二議長

本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会といたします。

なお、明日でございますが、議会最終日は午前9時までに御参集をいただきたいと思います。

本日は大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

(午前11時55分 散会)

令和 8 年 6 月 2 日開会 第 2 回定例輪之内町議会

第 3 号会議録 第 9 日目

令和 8 年 6 月 10 日

○議事日程（第3号）

日程第1 諸般の報告

日程第2 議第28号 令和8年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）

議第29号 令和8年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

◎各常任委員会委員長報告（総務産業建設・文教厚生）

（令和8年第2回定例町議会付託事件）

○本日の会議に付した事件

日程第1及び日程第2の各事件

○出席議員（8名）

1番	田 中 実	2番	大 橋 慶 裕
3番	林 日出雄	4番	浅 野 重 行
5番	浅 野 進	6番	上 野 賢 二
7番	高 橋 愛 子	9番	田 中 政 治

○欠席議員（なし）

○欠員（1名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	朝 倉 和 仁	副 町 長	荒 川 浩
教育長職務代理者	市 橋 肇	会計管理者兼 調整監兼 税務課長兼 会計室長	大 橋 勝 弘
調整監兼 健康こども課長	菱 田 靖 雄	総務危機管理課長	松 岡 博 樹
福祉介護課長	野 田 理 恵	企画財政商工課長	水 谷 和 智
建設課長	長 屋 弘 明	農業振興課長	西 脇 元 彦
教育課長	小 関 達 也	住民環境課長	岩 田 好 弘

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 松 本 香 代

議会事務局 西 脇 愛 美

(午前 9 時00分 開議)

○上野賢二議長

おはようございます。

ただいまの出席議員数は 8 名です。議員定足数に達しておりますので、令和 8 年第 2 回定例輪之内町議会最終日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○上野賢二議長

日程第 1、諸般の報告を行います。

総務産業建設常任委員長から、議第 28 号についての審査報告がありました。

次に、文教厚生常任委員長から、議第 28 号及び議第 29 号についての審査報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

○上野賢二議長

日程第 2、議第 28 号、議第 29 号を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました議案は、今定例会の第 1 日目に提案説明、議案説明を受けた後、各常任委員会に審査が付託してありますので、ただいまから各常任委員会委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長 田中実議員。

○田中 実総務産業建設常任委員長

おはようございます。

ただいまから委員長報告をさせていただきます。

総務産業建設常任委員会委員長報告をいたします。

令和 8 年第 2 回定例輪之内町議会初日において、当委員会に審査を付託されました案件について、6 月 4 日、協議会室において全委員出席の下、執行部側より町長、副町長、会計管理者、各関係課長及び職員の出席の下、審査をいたしました。

その経緯と結果を報告いたします。

議第 28 号 令和 8 年度輪之内町一般会計補正予算（第 1 号）のうち、当委員会所管分については、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。採択の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査の経緯と結果の詳細については、お手元に配付しました報告書のとおりでございます。

以上で、総務産業建設常任委員会委員長報告を終わります。以上です。

○議長

それでは、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

(「ありません」の声あり)

○議長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。御苦労さまでした。

それでは続きまして、文教厚生常任委員長 大橋慶裕議員。

○大橋慶裕文教厚生常任委員長

文教厚生常任委員会委員長報告をいたします。

令和8年第2回定例輪之内町議会の初日において、当委員会に審査付託されました案件について、6月4日、協議会室において全委員出席の下、執行部側より町長、副町長、会計管理者、調整監、各関係課長及び職員の出席の下に審査をいたしました。

その経緯と結果を報告いたします。

まず、議第28号 令和8年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）のうち、当委員会所管分については、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第29号 令和8年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査の経緯と結果の詳細については、お手元に配付いたしました報告書のとおりです。

以上で、文教厚生常任委員会委員長報告を終わります。

○議長

では、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

(「ありません」の声あり)

○議長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。御苦労さまでした。

これから議第28号 令和8年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）についての討論を行います。

討論はございますか。

(「ありません」の声あり)

○議長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第28号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議なしと認めます。

したがいまして、議第28号 令和8年度輪之内町一般会計補正予算(第1号)については、委員長報告のとおり可決されました。

これから議第29号 令和8年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)についての討論を行います。

討論はございますか。

(「ありません」の声あり)

○議長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第29号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議なしと認めます。

したがいまして、議第29号 令和8年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)については、委員長報告のとおり可決されました。

○上野賢二議長

お諮りします。

定例会までの間に開かれる臨時会を含め、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に付託し、閉会中の継続調査にしたいと思います。御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議なしと認めます。

したがいまして、そのように決定をいたしました。

お諮りします。

総務産業建設・文教厚生各常任委員会所管事務の調査について、閉会中も継続調

査・研究することにしたいと思います。御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議なしと認めます。

したがいまして、そのように決定をいたします。

○上野賢二議長

これをもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

令和8年第2回定例輪之内町議会を閉会いたします。

9日間にわたり極めて熱心に審議され、全議案を議了し、無事閉会の運びとなりましたことに対し厚くお礼を申し上げます。大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

(午前9時08分 閉会)

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和8年6月10日

輪之内町議会 議長 上野 賢二

署名議員 林 日出雄

署名議員 田 中 政 治